

[illegible]

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
3	国民健康保険の高額療養費の支給に係る保険者の認定については、国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項及び第2項に基づき認定し、認定を行った被保険者に対して向象第3項に基づき限度額適用認定証の交付を行うこととする。	限度額適用認定証について滞納者に対し交付制限が設けられていることの趣旨が、国民健康保険法第27条の14の2第1項及び第2項に基づき認定し、認定を行った被保険者に対して向象第3項に基づき限度額適用認定証の交付を行うこととする。	—	—	—	【全国知事会】 各府県からの回答は、国民健康保険の限度額適用認定証の交付に必要な「保険料」の納付について延滞金を含まないことは施行制度上明らかであるとしているが、施行規則の条項のみでは「保険料」が延滞金を含むか否かについて各自治体の判断が分かれていることから、延滞金の取り扱いについて明確な明確化を行う方が自治体において十分な認知を行うことが必要である。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
7	薬局の管理者は、薬局に常駐する必要があるが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第2項の規定により、併用して、その薬局以外の場所にて業として薬局の管理その他薬事に関する業務に従事することが禁止されているが、同項のただし書により、その薬局の所在地を前項第1項第2号の所在地が併用を認める又は特定区域の区域にある場合においては、市長又は市長の許可を受けた場合には、例外的に薬局の管理者が兼務することが認められる。この許可の取扱いについては、昭和36年2月8日付け薬事第44号府令(医薬品専任者規則)以下「府令」という。において、「併用」の要件を厳格に定める場合と併せて、薬局の管理者としての職務を遂行するに当たって支障を生ずることがないと認められることとされており、兼務することが認められる場合は限定されている。	へき地においては高齢化が急速に進行し、追加共同提案団体のように本提案と同様の支障事例を抱える自治体も多い。全国的に見ると薬局数及び薬剤師数は増加傾向にあるものの、へき地では薬剤師の人材確保が極めて困難であり、現在、地域のために増強されている薬局の存続も新規開業も困難な状況にある。 2025年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目的として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めているが、地方、特にへき地では期間的格差が大きい。本府県において、できる限り早急に結論を出していただきたい。また、厚生労働省において、今後検討をされるに当たっては、具体的なスケジュールや検討状況等を随時情報開示され、平成30年中に結論を出していただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 管理薬剤師の業務許可については、地方公共団体における管理薬剤師の業務許可の実態を踏まえ、業務許可要件を明確化するため、通知を見直すべきではない。
8	【内閣府・総務省】 また、厚生労働省において、生活保護の決定・実施等に関する事務における労働者災害補償関係情報提供のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率化などについて検討する必要がある。そのための必要は、情報連携に向けた両府県の対応を検討する。 【厚生労働省】 現在、労働者災害補償関係の業務は、労働者からマイナンバーの提供を求めないこととある。この連携を推進するに当たっては、以下の課題があるため、実施の可否も必要、慎重に検討する必要がある。 申請者に対して、一時的に受給する短期給付(休業補償給付等)についてもマイナンバーの提供を求め、本人確認書類の照会等が必要となる一方で、それにより簡便でできる労災保険の請求手段に係る負担軽減が、国民の利便性向上の効用はないこと。 また、申請様式の改正に伴うシステム改修費用(システム間の構築や構築の改正費用等)等のコスト一方で、生活保護法に基づく支払証明の照会件数(労災保険の短期給付を含む照会に限る)は年間84件(平成29年度)と少なく、十分な費用対効果が見込まれない懸念があること。	マイナンバー制度の目的は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現とされていることである。 本府県の施策が実現されることにより、休業補償給付をはじめとする各種労働給付の受給情報の照会及び照会に関する時間が大幅に削減され行政の効率化が実現されること、また、支給情報提供が容易になるとして生活保護の不正受給の早期発見が可能となり、公平・公正な社会の実現が期待できると考えられる。 なお、支給手続において簡便である行政サービスがないという点においては、雇用保険の失業給付に係る手続と同様である。 本府の提案における休業補償給付等とは、休業補償給付をはじめ、療養補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、傷病補償金、介護補償金と、全ての労災給付を指し示していることであるが、これらの給付に関する労働基準監督署への照会件数は、本市だけでも年間29件(平成29年度)ある。本市の生活保護受給世帯が全国に占める割合が1.16%(平成29年度)であることを踏まえると、労働基準監督署への照会件数は全国で200件程度であると推計される。これに対し、1次回答にある84件は本府が受け付けた短期給付に関する照会に限られたものと把握している。 また、現在、労働基準監督署等への照会が特約を要するため、生活状況の聞き取りなどをいへない不正受給のおそれを把握した場合には随分と行っていることから、不正受給のリスクの可能性も高まっている。 こうした状況を踏まえ、不正受給の早期発見を含む適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実際に向け前向きに検討していただきたい。	—	【千葉市】 ○ マイナンバーのメリットは、①行政事務を効率化し、人や財源を行政サービスの向上のために振り向けられること、②所得をこれまでより正確に把握するとともに、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現すること等、であるとされている。 特に、②の意義を踏まえ、費用対効果のみを理由とし不正受給防止対策を講ずることなく、適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実際に向け前向きに検討していただきたい。 ○ また、休業補償給付については、支給資格のある期間中は期間の上限なく受給することができるものであったが、正定受給後の期間が設けられていることより、適正な生活保護の実施が困難であり、生活保護制度への信頼を失墜させるものであると考える。	—	【全国知事会】 マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめとが実現されていること(検討を進めるべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	【生活保護の施策等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当)及び厚生労働省において、指定種別及び小児保健特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険等の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報やマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の増大、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付金等から引き出される医療費の増大の増大とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報やマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではない。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
21	ご指摘の「2年以上の実務経験が2年以上かつ勤務時間の2,000時間」については、「放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準について」(平成26年5月30日付児童庁第0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局有償保護課長通知)で、基準者名に規定している2年の実務経験を測る目安として、一つの考え方が示されている。現行においても、この2,000時間については自治体の裁量により、2年以上の実務経験として適当な時数を各市町村で設定いただくことも可能である。	現行の基準値が技術的助言であったとしても通知により目安が示されている以上、実態として自治体の判断はある程度収束しており、国が実施する支援員選定資格研修において、2,000時間の実務経験がなければ受講が認められないのが現状である。そのため、地域の実情に応じた総勤務時間数を自治体の数値で設定できるように通知で改めて明確にしていきたい。	—	—	—	【全国知事会】 今年で定められている2年以上の実務経験を「従うべき基準」としていることで地方自治体では支障が生じている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が規定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣意を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。 こうした法令で定められている「従うべき基準」に加えて、法令によらずに通知でさらに具体的な基準を示すことは義務付けや付けの根拠を不明確とするものであり、また、事業等によっては法令や条例で規制されるべきであるのに通知等で不明瞭に規制されることとなるから、不適切である。 なお、2,000時間は目安との見解を示しているが、「2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2,000時間程度あること」との表現は2年という要件とは別に新たに基準を付加していると考えるのが通常であるので、仮にそうでないのであれば明確に通知すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○ 本年5月に開催した第71回国策募集検討専門部会及び8月に開催した関係府省にアタラシに於いて、貴会からは、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」のあり方について、現行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、どのような方向性で見直しが行われるかについて、精査する時間を頂きたいとの考え方が示されたところであるが、平成29年に閣議決定された対応方針の内容を十分に尊重した上で、個別の要件細則にとらわれず、地方公共団体側の納得が得られるような「従うべき基準」の参酌化を検討するべきではないか。
23	難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第30号)に基づき、高度かつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただくこととしている。そのため、放課後の臨床調査個人票の提出を複数年に一度とすることは困難である。また、臨床調査個人票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるか、特定医療費の支給認定事務において必要であるかといった観点から実施し作成しているものであり、こうした趣旨に支障を来すことのないよう、研究者等の意見を踏まえつつ、実施の可否も含めた必要な検討を行う。	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、医療費助成の対象疾患の拡大や、研究促進がされていることは、多くの患者にとって重要なことであることに異論はありません。しかしながら、現行の臨床調査個人票は、毎年1回全ての難病患者に提出を求める内容としては、あまりにも研究目的の事務量が大きく、行政が行う特定医療費の支給認定に必要な事務量と比べている上、医療機関、行政さらには患者の負担が極めて大きい状況です。こうした実態を十分に踏まえ、法の趣意を損なわずに実施可能な知に合うよう、早急な改善を求めます。 なお、「研究費等の費」を踏まえ積極的な変更を検討することや、〇〇歳未満以上様式改正がされずに別紙の新旧対照表で項目を確認して対応するという現在のやり方は、現場の混乱を助長するものとなるので、ご留意いただきたいと思います。	—	【静岡県】 臨床調査個人票の内容については、更新申請の場合は、基本的に診断基準は準拠しているため、様式を「重症度分類」に関する事項を中心としたものに簡素化することを検討していただきたい。 【宮城県】 「難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠である」とは必要であることは理解するが、臨床調査個人票では「難病診断」に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの病期のものを用いても差し支えありません。ただし、当該難病の難症を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限り、「診断のカテゴリー」と鑑別診断の記載を省略可能としていただきたい。 【福島県】 今後の検討にあたっては、複雑な調査票や毎年更新する制度が受給者に負担、不安を強いっている点を重視し、症例収集が結果的に受給者負担につながらないことを主眼に検討していただきたい。	—	【全国知事会】 臨床調査個人票の簡素化にあたっては、症状が固定化しない疾病については対象外とするなど、疾病の病状に応じた適正な事務執行を確保したうえで、事務負担を軽減する方法を検討するべきである。	
26	平成30年7月10日付で、「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」(以下「交付事業」といふ)を発出し、交付対象事業等をお示したが、市町村から交付長編を恒久化し、今年度は簡便交付は原則として当該交付事業に基づき交付申請等を行うこととなる。年度ごとに交付事業は発出しにくい。 また、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域対策支援臨時特例交付金の運用について」の改正通知及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく「都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成〇〇年度の取組」に関する留意事項通知は年度当初に発出可能である。このため、交付事業等の発出時期による支障は解消するものと考ええる。 都道府県において内消に基金事業が実施されるよう、早期の基金内示に努めてまいりたい。	「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」が早期に発出されることにより、当該年度の実施関係や事業例の確認が早まり、事務準備が行えるようになったことで、支障の解消につながった。 「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域対策支援臨時特例交付金の運用について」の改正通知及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく「都道府県計画並びに市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成〇〇年度の取組」に関する留意事項通知については、可能な限り、年度当初に発出していきたい。 なお、事業執行にあたっては基金の配分額が決定していることが重要であるため、引き続き早期の配分額決定に努めていただきたい。	—	【静岡県】 基金事業の内消な実施を図るため、左記に記載の改正通知及び留意事項通知について、年度当初の発出を要する。 また、早期の基金内示を要する。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。	

厚生労働省 再検討要請

[illegible]

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
33	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる5年後見直しについては、平成30年5月28日に閣議し、子ども・子育て会議において議論が開始されたことであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 同会議は、認定こども園出候、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい等の意見が述べられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	当提案に対しては、全国の多くの地方自治体から同様の提案が出されていることから、この問題は特例措置の取決及び認定こども園への移行に大きな影響を与えかねないと考え、加えて保育業界及び教育業界関係機関・関係者等からも経過措置の延長を求める声が強まられており、保育教育現場によって緊張の課題である。 また、内閣府子ども子育て支援推進の資料及び議事録から、経過措置を延長しなければ保育教諭不足から認定こども園の円滑な運営を阻害することや待機児童を増加させてしまう懸念などから、多くの委員が経過措置の延長を求めており、もしこのまま経過措置を延長しなければ多大な支障が発生することは明白である。 5年の見直しに係るスケジュールにおいて、秋頃から年明け頃に適宜全園を開始するところがあるが、この案件は職員採用計画などとも関係が深いため慎重な対応が必要であり、再会により決定し、延長する旨を公にすべきと考えます。 また、どちらか一方の賛否両論が強いという点も、その人数自体は増えているという事柄から、両賛否両論に対する支援措置の継続は認定こども園への移行に際し重要な要素であることから、経過措置の延長に加えて資格取得の特例についてもぜひ延長を行っていただきたい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次団会があったが、保育教諭等の取決及び認定こども園への移行に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当該措置すべきではない。 ○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではない。
34	放課後等ディサービスの利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることについて、具体的にどのような事例において放課後等ディサービスの提供が求められているのかという事情等を把握した上で、他府県との取組も踏まえて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討してまいりたい。	専修学校に通学し、かつ放課後等ディサービスの利用を希望する児童は平成25年4月以降現在まで継続しておられる。平成30年4月末時点では、11人が児童発達支援を利用しており、これらの児童は年齢特性が不明で、18歳未満でかつ実態が不明な児童である。 今回の改正のタイミングが3年後の報酬改定等の機会となるため、上記の児童だけでなく、現在中学校に通う児童においても専修学校を進学先として選択した場合に、放課後等ディサービスが使えることとなる。様々な児童に必要とされる機会が今後ますます増加する中で、進学先が一定の条件を要する必要がある。受け入れられる支援に要員が不足していることは、各府県に欠けた不均衡な差別を要し、また、今後差別を要する児童にあっては、その検討は引き続き放課後等ディサービスを受けられる学校かどうかという要員が加わってしまい、児童の進学の自由な選択を定めることになってしまふ。このように、実際に当該児童に負担を強いいる現状を踏まえ、進学を考える児童及びその保護者に進学先も定めたサービスが提供されることを知って安心していただく、自分の意思による進学の選択をすることができるようにも、報酬改定等に併せるのではなく、早急な対応をお願いしたい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討することだが、専修学校に通う児童の放課後等ディサービスの利用の必要性は、東京都の例からも明らかであり、平成31年度から具体的な措置を講じられるよう、速やかに検討されたい。 ○ 1例に於いては、平成31年に放課後等ディサービスを創設した際に、他法令を参考に対象児童を定義したことだが、当時の経緯や他法令もさることながら、現に存する障害児やその保護者のニーズにも目を向け、全国の実況を調査した上で、実態に即した制度となるよう、対応すべきではない。

厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等	根拠法令等	制度の所管・関係所庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承られた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
37	地方に対する規制緩和	医療・福祉	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化 【簡素化の案】 以下の記載欄を廃止する。 ○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」 ①「戦没者等」欄のうち、「もとの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「戦没時の年齢等」、「除籍地の本籍等」は任意記載欄とす。 ②「遺族の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長を」欄 ③「遺族の遺言金の希望支払場所」欄 ○「戦没者等との遺族の現況等」についての単立書。 ①「戦没者等との続柄」欄(選択式又は参考記入式とする)。 ②「弔慰金を受けた者」欄、「公葬料助料、遺族年金等を受けた者」欄	【現状・支援事例】 請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、健康な期間が困難な状況である。さらに、上位受給者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。 請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることに加え、担当の時間を費やして、請求者及び事務受領者ともに負担が大きい。また、手続きが複雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。 【参考】 第十回特別弔慰金の請求受付件数: 3, 199件	【制度改正の必要性】 上記の現状に加え、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」(平成27年改正法案に対する附帯決議(平成27年3月31日参議院厚生労働委員会)において、「特別弔慰金の支給にあたっては、遺族の高齢化を踏まえ、手続きの簡素化に努めらるべき旨」の指摘がなされており、これに対する対応を講ずる必要がある。 【効果】 手続きに関する請求者の負担軽減を図ることができるほか、各自治体における事務負担の効率化、迅速化につながるが、事務的な負担軽減にも寄与する。また、裁定までの審査期間の短縮が見込まれ、これにより請求者への通知及び関係交付時間を早めることができ、請求者の不安解消につながることも期待される。	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法規則第1条	厚生労働省	長岡市	—	北海道、仙台市、いわき市、賀州市、石岡市、ひたちなか市、鎌倉区、江戸川区、三浦市、新田町、新潟市、大田市、高松市、春日井市、田原市、八幡市、長崎市、守口市、門真市、尼崎市、西宮市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知市、松雲野市、大分市、宮崎市	北海通、仙台市、いわき市、賀州市、石岡市、ひたちなか市、鎌倉区、江戸川区、三浦市、新田町、新潟市、大田市、高松市、春日井市、田原市、八幡市、長崎市、守口市、門真市、尼崎市、西宮市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知市、松雲野市、大分市、宮崎市

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
37	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対し国として弔慰を示す観点から特別弔慰金を支給するもの。 そのため、支給(給付)事務においては、 ・ 戦没者との血縁関係の確認 ・ 支給対象者が多岐に渡り、かつ、その中で支給順位が明確に定められていることから、先順位者の有無の確認 ・ 生計維持の確保が必要となる場合はその確認 等を行うことが重要となるため、関係する資料につき請求者から提出を受けているところ。 他方で、遺族の高齢化等を踏まえ、提案自治体がお示しのとおり、平成27年3月に参議院厚生労働委員会の附帯決議において、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続の簡素化に努めることとされたところ。 今回の特別弔慰金の請求期限が平成30年4月2日に到来し、現在は請求期間外であるが、当該附帯決議を受け、次の特別弔慰金支給事務が開始される平成32年度を目途に簡素化できる記載職等の検討を行っているところであり、今回のご提案も踏まえ、引継ぎ請求書類における各記載職の必要性の精査を行い、改正後の様式で平成32年度の支給事務を開始できる時期までに一定の結論を得る予定。	追加共同提案団体における支援事例や提案を踏まえ、請求書類の見直しを含めた手続きの簡素化を可能な限り行っていくようあらためて要望する。 特に、提案時に簡素化の案として提示した、一部記載職の廃止や選択式への変更はぜひ実現されたい。 また、回答の中で、「次の特別弔慰金支給事務が開始される平成32年度を目途に簡素化できる記載職等の検討を行っているところであり、今回のご提案も踏まえ、引き続き請求書類における各記載職の必要性の精査を行い、改正後の様式で平成32年度の支給事務を開始できる時期までに一定の結論を得る予定」とあるが、次の特別弔慰金支給事務の開始直前に改正された場合、地方公共団体において、受付準備に混乱が生じる恐れがあり、地方公共団体において前回からの改正内容を十分に理解する期間を確保する必要があるため、平成30年度中に簡素化できる記載職等の検討に係る結論を得るようにしていただきたい。そのうえで、より具体的なスケジュールや、検討方法についての明示を早期にお願しいたい。併せて、その検討過程においては、請求受付窓口となる市町村の意見聴取ができるよう調整を願いたい。	—	【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 今回の提案も踏まえて書類記載職等の必要性の精査を行うと見解をいただいた。平成32年度を目途に早期のご検討をお願いしたい。 【岐阜県】 事務簡素化の必要性については理解いただけているものと思うが、記載職のほか添付書類等についても、十分に簡素化の検討をしていただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集統計専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
38	企業主導型保育事業は、事業主拠出金を財源として、企業における従業員の仕事と子育ての両方支援の場となる観点から、企業が主体となって事業を実施しているが、事業の内容や実施の場のためには、自治体とも連携しつくり組まれることが望ましいと考えであり、平成30年度の募集においては、地域枠を設定する予定の事業者は、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に開示に行くこととなり、これを明記希望としている。 従って、本件については既に措置済みであると考える。	本市が以前から提案していた事前協議について、今後措置されたことについて、感謝を申し上げる。 企業主導型保育事業の開設に当たり地域枠を設定する場合には、企業から地方公共団体に事前協議を行うことが申請要件となったが、この「協議」について、国からの指針(ガイドライン)が示されており、各自治体での対応に任されている状況である。そのため、自治体により事前協議の内容が異なっている実情があり、また、本市としてもどこまで具体的な中身について助言できるのか、国が補填しから対応していることである。 事前協議のルールにより、地域における保育の需要と共有のバランスが整うことが望ましい家であるため、その観点において、国において自治体が助言すべき内容の具体的な指針を示したなどとは、自治体の助言内容が対象有償施設における企業主導型保育事業の形成に必要な点に反映されるなど、実効性のある仕組みの創設に向けて、引き続き検討いただこう、お願いする。	—	【山口県】 平成の年度より地方公共団体に開示に行くこととされたところであるが、制度上、市町は企業主導型の創設に関与できないため、供給適利となる地域が生じる見込みである。「地域枠」の設置の可否に関与できる形での事前協議ができるようにすべきである。	—	【全国知事会】 所府県からの回答が「既に措置済み」となっているが、概観を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 周知を徹底すること。	
40	犬等のマイクロチップの情報登録については、動物の所有関係を図る観点から、民間団体によって任意で行われている。一方、犬の狂犬病予防法に基づく登録については、狂犬病の発生予防及びまん延の防止の観点から、狂犬病予防法(昭和二十五法律第二百四十七号)上の義務として行われている。 狂犬病予防法に基づき義務化されている登録の窓口(市町村)と任意の形で行っているマイクロチップによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化については、例い主の個人情報等の取扱いが関係することから、法的整備が必要である。 自民党とうつ愛護推進マイクロチップがにおいて、平成30年4月にマイクロチップ装着・情報登録制度の骨子が取りまとめられ、マイクロチップ登録推進のワンストップサービスに向けて今後検討していくこととしているところであり、動物の登録及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第四十五号、以下「動物愛護管理法」という。)の前目(平成二十四年)改正時の附則第14条に基づき、犬等のマイクロチップの登録に関する情報登録等の義務化について検討していきます。	市町村で行う犬の登録は個人情報を含み、マイクロチップの登録も個人情報を含みます。市町村で行う犬の登録は、狂犬病予防法に係る義務とされており、また、マイクロチップの登録推進番号は、動物愛護管理法において所有者の住所の登録が必要とされています。動物愛護管理法における所有権をマイクロチップの登録として義務化が検討されている中で、狂犬病予防法における登録番号にマイクロチップの個体識別番号を記載すると、登録および窓口の一元化が図られると考えます。また、鑑札について、マイクロチップに置き換えが可能と考えられ、前未のおそれもなく所有者の負担が軽減されるとともに、当惑と不安は、実やに聞いて「さ」減速できます。おに、市町村が管理することで、災害時や狂犬病発生時に、犬の所在と個体の把握が容易になることが考えられます。こうした利点があることから、今後マイクロチップについては、所有権明示の観点から犬等について義務化し、管理する必要があると考えます。 動物愛護管理法の前目改正時の附則第14条に基づき、「マイクロチップの装着に関する義務化について検討していきます」とありますが、国民(飼い主)の負担軽減、自治体等の事務処理の効率化の観点から狂犬病予防法に基づく登録の窓口(市町村)と、任意の形でやっているマイクロチップによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化を進め、その後の義務化についての具体的な進捗状況及び今後の検討スケジュールについてお示しいただきたく存じます。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、国においては飼い主登録窓口の一元化に係る抜本的な取組を促されたい。	
47	児童福祉法第59条の2第1項に規定する保育等の業務を行うことを目的としている認可外保育所等での2年以上の従事経験がある者については、現行でも放課後児童健全育成事業の施設及び運営に関する基準(令和3年9月施行)とすることが考えられるが、認可外保育施設には多様な施設があることから、本来まで「整備」を希望する。	○既に基礎資格者に該当する可能性のある人材がおり、支援が生じているため、早急に対応いただきたい。 ○少なくとも都道府県の認可外保育施設基準を満たしている施設で従事している者については、児童福祉法で従事している者の対象としていただきたい。 ○認可外保育施設での従事経験を認める場合の事項(従事経験の証明方法等)については、市町村の裁量が認められるよう開設いただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 所府県者は基準の解釈を整理して示すとの考えであるが、放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」については、多くの地方自治体から支援があるとの意見があり、基準の解釈について、地方自治体自ら判断できず、国の判断となるような基準については整理が必要である。 「従うべき基準」については、多額の費用を重層的に実施するものであり、国の設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権推進推進委員会(次長)の意見や平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月26日閣議決定)を踏まえ参酌すべき基準を一時とするべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許可ではなく、国が全部一律に決定している基準等を地方自治体自ら決定し、その地域の実情に合った最適・最適なサービス「施策」が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○ 本年5月に開催した第71回提案募集統計専門部会及び6月に開催した関係府省ヒアリングにおいて、貴会からは、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」のあり方について、現行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、そのような方向性を提議しが考えられるがについて、精査する時間を頂きたいとの考え方が示されたところであるが、平成29年に閣議決定された対応方針の内容を十分に尊重した上で、個別の要件緩和にとどまらず、地方公共団体の負担が軽減されるような「従うべき基準」の参酌性を検討するべきではない。

厚生労働省 再検討要請

[illegible]

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
49	認定調査を委託する場合は、調査の質の確保の観点からアセスメントに係る技術等を有している介護支援専門員に委託することとしている。また、介助報酬は、サービスによって要介護状態区分が異いほど報酬が高くなり事業所によって有利であり、認定調査員が要介護状態区分分析等を行う恐れがあるため、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要である。これを踏まえ、どのような条件であれば介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の施設状況把握した上で、具体的な指導を行うことで平成31年度中に結論を得る。	本市では指定市町村事務受託法人の人材確保が進まず、予定した調査件数を委託することができないため、市職員の時間的負担増と大規模な出張とともに、申請から認定までの期間にも大幅な遅れが生じてしまっている。今後、市町村の認定調査業務に関する実態調査及び分析等が行われるものと思いが、できるだけ早い対応をお願いしたい。 なお、介護支援専門員でない市職員のアセスメント技術については、調査員証を発行する前に必ず研修を履修し、丁寧な指導を行うことが必要である。	--	【宮崎市】 認定団体の意見を十分に尊重されたい。 「事業者」に有利となる「調査」が行われることを排除するための限定事項であれば、調査員を介護支援専門員に限定することではなく、「介護認定審査委員会」に関する制約と同様に、「介護認定調査を行う者」に関する制約として、規定されるべきである。 また、「調査の質の確保」の観点からみると、介護支援専門員の更新研修に認定調査の項目も加えられるべきである。研修の質の確保が、介護支援認定審査委員会に委任されている研修事業等を活用した研修を実施するほうが、「調査の質」を確保するには、有効であり、より現実に対応していると考えられる。 したがって、指定市町村事務受託法人の行う認定調査を介護支援専門員に限定する理由はなく、早急に同定定外していただきたい。	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 提案団体は、指定市町村事務受託法人の人材確保が進まず認定調査において大幅な遅れが出ており、できる限り早い対応を要している。こうした状況を踏まえ、実施状況の調査・分析を今年中に1行うなど可能な限りの速やかに対応していただきたい。
52	在宅就労中の障害者の支援については、障害者の在宅就労より恩恵を受ける企業自身が支援を行うべきという考え方があり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第101号)においても企業等に障害のある方への雇用の促進が求められている。 こうした中、雇人の就業活動に対して労働福祉施設として公費負担で支援を行うことについては、事業主による雇々の障害特性に応じた職場環境の整備(ヘルパーの配置等)などの支援の後援を担わなければならない。 したがって、在宅就労中の支援については、慎重な対応が必要である。	○在宅就労中の障害者の実現については、障害者の在宅就労より恩恵を受ける企業自身が支援を行うべきという考え方について、本件提案は重度障害者の事業遂行を支援するものへのヘルパー派遣ではなく、日常生活を支援するためのヘルパー派遣を可能とするものである。 ○就労中の介助等業務の費用については、経済活動によって利益を得る企業側の負担を何うかに異議はないが、重度障害者は食事や排せつなどの日常生活上の支援が多岐にわたり必要であり、その費用も大きく、企業側にとって過剰な負担となる。また、障害者事業所派遣では「合理的配慮」が規定されているが、事業主に「適度な負担」を及ぼす場合は除外され、永年でも努力義務として、企業の自主的な取組が期待されているものである。 ○在宅就労している重度障害者の日常生活の支援は企業の負担とした場合、障害者雇用に関する各種助成金等も数値されているが、企業の負担や雇用条件等の要件が設けられているため十分活用はできず、重度障害者の雇用を促進させる意図がある。 ○企業側に相当な理解がないと就労に結び付かない現状においては、在宅就労し選択権がない重度障害者は、日常生活上の介助等を自ら確保しないと就労できない事態に直面している。 ○上記のように、企業に対して合理的配慮として、在宅就労環境中の重度障害者への支援を求めることは必要であり、少なくとも実務介護が必要な重度障害者においては、働く機会を提供することを優先し、福祉的な支援を行うことが望ましいと考える。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 本件提案の趣旨は、在宅就労している重度障害者の事業支援ではなく、日常生活の支援であるから、企業が支援するのではなく、福祉サービスとして支援すべきではない。 ○ 在宅就労している重度障害者の就労時間中の支援の提供を企業に求めることは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第3条第2項に規定する「重要な負担」に該当するのではないかと、また、在宅で自費している重度障害者は支援を受けられないのではないかと。 ○ 本件提案は、平成30年度障害福祉サービス報酬改定で議論された通勤・通学時の重度訪問介護の利用とは別の観点であるから、在宅就労している重度障害者の実態を把握したうえで、支援の在り方を検討すべきではない。
54	(1)及び(2)について 療育の受け皿確保に当たっては、一定の療育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えられ、療育の受け皿確保に療育の実施の場となるものを考える。その点を考慮し、適切な必要がある。 家庭的保育事業における通達施設は、代償療育の提供や集団保育を促す機会を提供する一定の療育の質の向上の面で期待できる役割がある。このため、通達施設は、地域の療育の中心の機能を果たし、通達施設としての機能を総合的に担うことができる。一定の療育の質が確保された家庭的保育事業(認定こども園)が中心となり、これを核とし、認可外保育施設を対応に加えるという本件提案に反対することはできない。 また、「代償療育の提供」は、家庭的保育事業等の職員が研修等により療育を提供することである場合等に、当該施設を利用する保護者の安心・安全が保たれて療育を受けられる環境の確保によって重要であることから、当該条件に際しても留意項目化することは困難。 なお、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する法律(平成28年厚生労働省令第1号、以下「設置運営基準」という。)第6条第1項第2号に係る通達施設については、昨年12月に閣議決定された「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、一定の療育の質が確保されている小規模保育事業を型として小規模保育事業型又は事業所の保育事業から転換することも可能となるよう見直しを行ったこと。 また、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)に基づき、家庭的保育事業等として、認可を行う時点で、通達施設の確保が困難であっても、市町村による利用調整等の方法により、利用見込に対して認可が終了する時点までに卒園後の受け皿を確保することを前提として認可することが可能であることを周知している。 (3)について 設置運営基準附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年間の見直しの中で検討することとしている。	(1)及び(2)について 提案している市認定療育施設については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と同様の規定が定められており、療育の質は十分な確保が図られるものと考えている。その点を考慮し、適切な対応を講じていただきたい。 また、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」で、利用調整等の方法による受け皿の確保に加え、通達施設を確保したものとみなすに同意があるが、本市では引き続き卒園後の受け皿確保(苦慮)に苦慮している。今後も保育需要は伸びていく見込みであり、認可外の児童福祉施設のみで受け皿の確保を確保することは困難であることから、卒園後の受け皿に係る通達施設を拡充すべきである。 なお、「代償療育の提供」については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において一定の見直しが行われたことである。通達施設の確保に留意しているのが実情であり、現場の実態を踏まえ引き続き検討をお願いしたい。 (3)について 経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業等にとっては、事業運営の見直しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではない。	--	--	--	【全国知事会】 所管府県からの回答では、通達施設に認可外保育施設を加えることは質が確保されていないため、対応は困難だとされているが、2019年10月から始まる幼少児童・保育の期間を踏まえて、認可外保育施設でも質が確保できている施設は存在すると考えられる。質の確保の観点で、どのような認可外保育施設が通達施設に相当し、施設を告知している地方自治体が目安で定めていくべきである。 この家庭的保育事業等における通達施設の設置に係る基準については「使うべき基準」として、なお、「使うべき基準」の実現は、サービス水準の低下や財政目的を阻害する地方自治体の財政の許可ではなく、国が全額一律に決定している基準等を地方自治体自ら決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 療育の質の確保を前提として、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	<卒園後の受け皿としての通達施設の拡充について> ○ 通達施設は一定の療育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましい。しかし、対応は困難だとされているが、2019年10月から始まる幼少児童・保育の期間を踏まえて、認可外保育施設でも質が確保できている施設は存在すると考えられる。質の確保の観点で、どのような認可外保育施設が通達施設に相当し、施設を告知している地方自治体が目安で定めていくべきである。 この家庭的保育事業等における通達施設の設置に係る基準については「使うべき基準」として、なお、「使うべき基準」の実現は、サービス水準の低下や財政目的を阻害する地方自治体の財政の許可ではなく、国が全額一律に決定している基準等を地方自治体自ら決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 <通達施設に関する経過措置の延長について> ○ 多くの家庭的保育事業等において、通達施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取扱いに待たず保育定員の減少にともなう認可外保育の施設利用と保育の質の確保に支障を及ぼすことは、当然に延長されるべきではない。 ○ 家庭的保育事業等によって、経過措置の延長の可否は事業運営の見直しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではない。

厚生労働省 再検討要請

[illegible]

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
55	【人員配置基準の見直しについて】 一時預かり事業(幼稚園型)においては、預かる児童の安全を守り、質の担保された教育・保育を提供するため、児童福祉法施行規則等において職員配置等に係る最低基準を設定している。 人材確保が困難なしていることへの対応としては、平成28年度以降、①有資格者(幼稚園教諭普通免許状持有人在又は保育士資格持有人在)割合の増加(1/2以上→1/3以上)、②有資格者以外の職員として子育て支援員以外の多様な人材を配置可能とするなど大幅な緩和を図っていることにより、関係市(指定2市)と園(一時預かり事業(一般型)など関連施設・事業の職員配置基準と対応して相対的に緩和化された取組となっている。 一方で、関係市の免許状有資格者として認めるところについては、幼児教育・保育に関する専門的な知識を有する者が不足しており、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が確保されることから、対応は困難である。 なお、一時預かり事業(幼稚園型)の幼稚園基準は有資格者(常勤の非常勤の幼稚園教諭)を適切に配置できよう設定しており、平成28年度以降、更に長時間・長期休業中の預かりをより手厚く行うことである。各年度の充足を期している。また、即時換の人員配置基準は、あくまで一時預かり事業(幼稚園型)として園・施設運営の補助を受ける場合にのみ適用されるものである。 【免許更新対象者の追加について】 教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることと定めた制度であるが、その更新対象は幼稚園教員及び保育員に限られる者に限定されている(教育職員免許法及び免許状更新講習規則)。 このため、当該事業に従事することのみをもって、免許状更新講習の受講対象者とすることは困難である。 しかし、当該事業に従事する教員を教員職員として採用する場合、上記の教職職員に該当する。更新講習を受講する義務が生じ、幼稚園の園長から更新対象者証明を交付し更新講習を受講しなければならない。) また、直近に幼稚園に勤務した経験があることや、教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象となるため、具体的な状況について、別途、指図に相談したい。	人員配置基準の見直しについて 関係市及び水戸市の一時預かり事業(幼稚園型)は、ほとんどが利用者の0人未満の小規模な事業であるため、そもそも必要な有資格者は1人で、有資格者の割合(1/2以上→1/3以上)を緩和したとしても人材確保の解消には繋がらない。また、長期休業中や指導員の休職などを考慮し、有資格者2人以上確保しなければ基準を満たすことができないため、有資格者に幼稚園免許未更新者や小学校教諭等を求める、更なる緩和をお願いしたい。 幼稚園教諭免許更新については、旧免許と新免許で対応が異なる。旧免許状は未更新者であっても有資格者として認められ、新免許状の未更新者は有資格者に認められないのは合理性がなく、幼稚園免許更新をしないことで、子育て支援員研修等の受講や十分な研修経験を有する者であれば、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保は保たれると考える。また、一時預かり事業における保育と教育標準時間における幼児教育としては教育・保育の内容や方法は異なり、保育に必要な知識や技能に差異がある。必要な専門的知識はむしろ一時預かり事業に特化した研修等で身に付けることが望ましいと思われる。 そもそも本提案は、子ども子育て支援制度における補助の適用によって一時預かり事業を実施することになり、関係事業は人材の確保が難しく、事業の持続が困難であったといった背景から、人員配置基準の緩和を要望している。市町村の自主財源に及ぼさないよう、あくまで基準の見直しを希望したい。 免許更新対象者の追加について 配置基準の見直しの際には、一時預かり事業に従事する有資格者は免許状更新が必要とし、この事業に従事することのみをもって、免許状更新の対象者とすることは困難であると園長に考慮がある。 また、「教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となること」については、一時預かり事業に専従するコースもある中、当該リストに登録されることを拒否する方もおり、人材確保が困難な場合があるため、制度を改正し、専従希望の方であっても免許更新できようとする。	有	—	—	—	【全国知事会】 一時預かり事業の設備及び運営に係る基準については、地方分権推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、事例に委ねるべきである。 ○これまで一時預かり事業(幼稚園型)に対する基準緩和がなされていてもなお、人材確保が困難なため、事業の持続が危惧される地域があるという実態の中、過去に長年の幼児教育の経験があった、幼児の預かりに対して十分な知識と経験を有している人材がいる場合には、幼稚園教諭普通免許状を取得して間もない職員と比較しても、十分相応しい人材と考えられるのではないかと。 ○なお、子ども子育て支援制度に関する「自治体向けFAQ[第16版] (平成30年5月30日)」では、旧幼稚園教諭普通免許状持所有者が、「修了施設開設が創設した時点で受講義務者でない者(幼稚園での預かり経験にのみ基づいていない者や、特設の要請に基いていない者)のみが「普通免許状持所有者」として取り扱われることとしていることから、既に免許更新制度の例外が認められているのではないかと。 ○以上のことから、幼稚園教諭普通免許状の未更新者を人員配置基準の員数に含めることができるよう緩和すべきではないかと。 ○小学校教諭及び幼稚園教諭普通免許状持所有者については、 ○また、児童福祉施設設置運営基準第98条の規定では、保育士配置基準の特例として、小学校教諭及び幼稚園教諭を保育士として代替置けることができる。一時預かり事業における1/3以上の人員配置基準の員数に小学校教諭及び幼稚園教諭を定めることは合理的ではないか。 【幼稚園免許更新対象者の拡大】 ○現行基準において、1/3以上の保育士又は幼稚園教諭普通免許状持所有者を必要としないければならぬにもかかわらず、一時預かり事業(幼稚園型)に従事又は従事する予定であっても、免許状更新講習を受講することができないのは制度矛盾ではないかと。 ○一時預かり事業(幼稚園型)に対する高いニーズを踏まえれば、同事業の従事者の確保は重要な課題であり、教育職員となることを希望しない者であっても、同事業への従事者を希望する幼稚園教諭免許未更新者による免許更新を希望すべきではないかと。 ○なお、1次ヒアリングでは、文部科学省より、「幼稚園等で作成した臨時任用教員リスト(非常勤者)へ登録されている者であれば、一時預かり事業の専従者であっても免許更新講習を受講できる」との説明があったが、幼稚園の職員として勤務する者であるにもかかわらず、臨時任用教員リストへ登録しなければ免許更新講習を受講できないとは不合理ではないかと。
59	【監視等】 監視としては、暴力団の資金獲得活動の実態を把握し、中小企業等協同組合に関連する暴力団の違法・不当な人買収が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってほしい。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきの否かについては、各法令が規制する事業や事件における暴力団の活動の弊害の程度を踏まえ、主管省庁において暫々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の普及が図られるべきである。 【金融庁・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】 現時点で、中小企業等協同組合に基本となる立上げ組織が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警視庁などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応していきたい。	実態によっては、利権事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。 近年、暴力団排除条項の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる。中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団に関与のある組合の認可を拒否したい。 また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えられる中、中小企業等協同組合への暴力団等排除規定への追加を求めたい。	—	—	—	—	【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。
66	児童館の運営に当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第61号)第38条第1項の規定に基づき、児童の遊びを指導する者を置くこととされており、具体的な員数は、二歳児の児童の保育士と児童の基準としてお示しい。 ご提案の職員不足等の実情を踏まえ、地域の実情に応じた運営が可能になるよう、今後年末までに再検討していく。	現在でも児童館職員に欠員が生じた場合、募集しても申込みがなく、有資格者の人材確保に苦労している。その場合、別の児童館から職員を回すなど何とか運営しているが、職員に十分な研修が受けていない。 児童館は、そもそも施設で運営しているため、地域の実情に応じた柔軟な職員配置を認めていただくことで、人材不足による休職を免れることができる。 去年10月から新制度発定による幼児教育無償化により以上の保育士不足が懸念され、人材確保はさらに困難を極めることが予想されるため、ぜひとも前向きに早急な対応をお願いしたい。	—	—	—	—	【全国知事会】 児童厚生施設に保育士や社会福祉士等の資格を有する児童の遊びを指導する者を配置することについては既に決定済みとされている。 「従うべき基準」については、各例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものと地方分権推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等一併検討すべきである。 また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされているが、人員基準等の設備運営基準については法律・政令に根拠をおくこととする。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

厚生労働省 再検討要請

[illegible]

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
67	介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定に係る事項については、現行制度上、地方自治法に基づく協議会(地方自治法第252条の2の2)、事務の委託(地方自治法第252条の14)、事務の代替執行(地方自治法第252条の18の2)等の仕組みの活用を通じて申請の受理及び指定に係る事務を一括して行うことが可能である。	本提案について、ご指摘のとおり、現行制度の運用により、申請の受理及び指定に係る事務を一括して行うことで、各市町村や事業所の負担軽減も実施できると考える。 そのため、事務を一括して行う際の基準及び指導監査の取扱いについて、既に取り組んでいる自治体の例などを参考にしたいと考えています。 また、本制度について、積極的に周知するとともに、基準等を年内をめどに、県及び各市町村へ通知を行うなどの検討をお願いしたい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 所管者から「現行制度上可能」との回答があったが、活用事例等も含め、十分な周知を行うこと。	○ 提案団体は、事務を一括して行う際の基準や指導監査の取扱いについて既に取り組んでいる自治体の例などを含め承すことや、留意内容について積極的に周知することを求めていることから、各都道府県・市町村に対する周知又は通知を今年中に行っていただきたい。
70	銀行、保育所等整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。 各市町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。	公立学校の施設整備等についても前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができると、また、認定こども園施設整備交付金のうち、幼稚園附帯化整備については、実施設計年度は交付申請年度の前年度支出分まで対象給費となることから、認定こども園整備についても、内示前の実施設計についても補助対象としていただきたい。(認定こども園施設整備交付金の認定こども園整備と幼稚園附帯化整備で内示前の実施設計についての取扱いの整合性を図っていただきたい。) 事前協議については、年度内に複数回行うことが出来るスケジュールとなっているものの、内示後に実施設計・本体工事を行う場合、整備の遅延にもよるが、実施設計に3ヵ月程度、本体工事に少なくとも7～8ヵ月程度の期間を要し、年度前半の事前協議を行う場合でも、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わない可能性がある。また、2ヵ年事業で申請をする場合、1年目に工事施工の必要があるため、実施設計を伴う施設整備の実施については年度後半の事前協議では対応出来ない可能性が高い。 内示前の実施設計が補助対象となれば、年度前半での事前協議の場合、単年度での整備が可能となるケースが増え、また、年度後半の事前協議でも、内示後に1年目での工事施工が可能となると考える。 上記を踏まえ、内示前の実施設計の取扱いの見直しを行うことで、迅速な施設整備が可能となり、待機児童解消に繋がると考える。	--	【宮古野市】 ○前年度中にスケジュールが示され、複数回の事前協議の機会がもたらされているものの、内示後に事業着手となると、その後に実施設計、公告(入札)、開札、工事業者との契約、近隣住民への事前説明を経て工事着手することとなり、十分な工期がとれず、現実的には単年度での事業完了が非常に難しい状況である。 市町村としては、十分な工期を確保すべく、年度当初の事業着手に向け、4月内示を受けるために前年度から事前協議を行ったとしても、内示書の発出が4月の中旬以降となり、そこからの事業着手では厳しい状況に変わりはない。 さらに、交付金の活用にあたり、国から前年度の経費予算の活用を指定された場合、事業着手後の予算の事柄により事業に遅れが生じ、年度中に事業が完了できないと事故経緯を選択せざるを得ず、市町村にとっては大きな負担となる。 このため、内示前に一定の事業着手が認められるような改善を含め、制度の抜本的な改善を要望する。 【福島県】 回答は理解したが、その場合でも工事着手を4月にする場合には、前年度に行った実施設計分の補助がなされないこと等の現状を改善すべきと考える。	--	【全国知事会】 交付金の次年度内示スケジュールを前年度中に示して取り組んでいるとの回答だが、その内示がスケジュールより遅れているとの指摘もあるため、現状を踏まえた再回答を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	

厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府所	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承られた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
83	B	地方に対する 規制緩和	医療・福祉	老人福祉に係る「基準省令」の早期公布 老人福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。 また、新たな基準省令を制定する機会に、通知期間や施行準備費を要することから、一定の経過措置期間を設定することを求める。	【地方分権の趣旨を反映できない】 介護保険発達の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令」に規定され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、参酌すべき基準)を明記している。 このため、参酌基準については、地域の実情や県の政策課題を背景に、独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、県は、十分な時間をかけ、関係機関や団体、県民と協定を要する必要がある。 しかし、今回は、「基準省令」の公布遅延によりその時間はなく、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブリックコメント等ではない)。 このことは、地方分権の趣旨からも看過できない事態である。 【県民・事業者の不安感】 新たな介護保険施設である介護療養施設は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対しては、速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要がある。 しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への通知期間が十分に確保できないほか、県の支援策を検討する時期も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になったことが否定できない。 また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に終わらない事態となった。 さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めることももてられている。	本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することも可能になる。 民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。 法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。	介護保険法	厚生労働省	神奈川県	—	宮城県、秋田市、岩手県、福島県、千葉県、盛岡市、八王子市、横浜市中区、相模原市、横浜市中区、石川町、長野県、名古屋市、田原市、神戸市、丹波市、岡山県、高松市、高松市、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県	宮城県、秋田市、岩手県、福島県、千葉県、盛岡市、八王子市、横浜市中区、相模原市、横浜市中区、石川町、長野県、名古屋市、田原市、神戸市、丹波市、岡山県、高松市、高松市、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県
84	B	地方に対する 規制緩和	医療・福祉	障害児者福祉に係る「基準省令」の早期公布 障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。	【地方分権の趣旨を反映できない】 障害福祉サービス事業等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令」に規定され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準)を明記している。 このため、参酌基準については、地域の実情や県の政策課題を背景に、独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、県は、十分な時間をかけ、関係機関や事業者等と十分な協議が必要である。 しかし、今回は、「基準省令」の公布遅延によりその時間はなく、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブリックコメント等ではない)。 このことは、地方分権の趣旨からも看過できない事態である。 【県民・事業者の不安感】 新たな介護保険施設である介護療養施設は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対しては、速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要がある。 しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への通知期間が十分に確保できないほか、県の支援策を検討する時期も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になったことが否定できない。 また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に終わらない事態となった。 さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めることももてられている。	本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することも可能になる。 民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。 法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。	児童福祉法、障害者総合支援法	厚生労働省	神奈川県	—	旭川市、宮城県、秋田市、福島県、千葉県、盛岡市、八王子市、横浜市中区、相模原市、横浜市中区、石川町、長野県、名古屋市、田原市、神戸市、丹波市、岡山県、高松市、高松市、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県	旭川市、宮城県、秋田市、福島県、千葉県、盛岡市、八王子市、横浜市中区、相模原市、横浜市中区、石川町、長野県、名古屋市、田原市、神戸市、丹波市、岡山県、高松市、高松市、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
83	介護サービスの運営基準等に関する省令の改正については、社会保障審議会の意見を踏まえ決定することとされており、同審議会の意見を踏まえ、可能な限り早急に公布するよう努めているところである。 一方、今回の改正においてご指摘のような事態が生じたことを踏まえ、次期改定に向けては、より前向きな取行ができるよう、努めてまいりたい。	今回の基準省令の制定及び改正では、追加共同提案団体の支援事例にある通り、条例の改正なくとも4月1日に間に合わない地方公共団体や4月からの期追加算の算定を諦めた事業者があるという点であり、配慮や対応が不十分であると書わざるを得ない。 介護サービスの運営基準等に関する省令の改正については、社会保障審議会の意見を踏まえて決定するのであれば、社会保障審議会の開催スケジュールを見直し、報酬改定に係る福祉スケジュールの前倒しや経過措置を設定することで、十分な準備期間が確保できるよう検討していただきたい。 また、新たな基準省令を制定する場合は、十分な準備や周知期間を確保できるよう、一定の経過措置期間を設定することを改めて求める。 なお、上記内容な検討がでるよう努める。との回答であったが、平成30年7月27日付けで改正された介護医療院の基準省令については、事前の情報もなく、改正されたことすら連絡がなかった。	—	【宮志野市】 次期改正においては、早急な公布をお願いしたい。	—	【全国知事会】 地域の実情に応じた施設の設定等を行うため、条例に基準の内容が委任される参酌基準の制定にあたっては、各団体に必要な検討を行えるよう十分な期間を確保すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
84	基準省令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算案と密接に関わる事項であるため予算編成過程において検討する必要があることから、例年1月頃の公布となっているところである。 一方で、基準省令の内容をも自治体の条例に反映させることは重要であると考えており、厚生労働省としては、自治体の条例改正スケジュールを考慮し、公布に先立って改正内容等を自治体に周知している。 引き続き、自治体の条例改正に係る事務負担等に配慮しつつ、可能な限り早期に公布ができるよう取り組んでまいりたい。	「基準省令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算案と密接に関わる事項であるため予算編成過程において検討する必要がある」との回答について、地方公共団体においても、条例改正にあたり、内容の検討や確認に時間を要し、条例改正に向けた十分な時間の確保と制度改正の内容並行に向けた取組が必要である。 「厚生労働省としては、自治体の条例改正スケジュールを考慮し、公布に先立って改正内容等を自治体に周知している」との回答について、そのような中においても追加共同提案団体の支援事例にあるとおり、パブリックコメント手続きを実施できなかった地方公共団体があるという点は、配慮や対応が不十分であると書わざるを得ず、周知の在り方についても見直ししていただきたい。 また、障害福祉サービスの報酬改定は半毎に実施されており、今後も実施期間が留まっているのであれば、報酬改定に係る検討スケジュールの前倒しや施行時間の見直し等、地方分権の趣旨を踏まえて国における検討・公布・施行のスケジュールを検討していただきたい。	—	【八王子市】 基準省令改正の公布に先立って自治体に周知されている改正内容等では、その解釈や意図等の詳細が示されておらず、制度理解のために十分なものとはいえないため、基準省令の改正内容を条例に反映させることは困難である。 よって、早期の公布のみならず、制度の解釈等の詳細についても、早期に示されたい。	—	【全国知事会】 地域の実情に応じた施設の設定等を行うため、条例に基準の内容が委任される参酌基準の制定にあたっては、各団体に必要な検討を行えるよう十分な期間を確保すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	

厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府所	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
85	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証(における受給項目)の削除	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。	法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性別一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性別一性障害を有する方への配慮に支障をきたしているとの苦情を受けている。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性別一性障害の方への配慮の観点から平成24年度より性別の記載が廃止されている。	性別の記載が必ずしも必要でないのであれば、項目を削除することで、申請者の精神的苦痛の軽減につながることも、当該項目に係る書類処理、データ入力(平成29年度実績:48,479件)の省時といった事務負担の軽減も見込まれる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条第1項第1号、第47条第1項第1号、第48条第1項第1号、第49条第1項第1号	厚生労働省	神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、横浜市、東京都、世田谷区、練谷区、横浜市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、鎌倉市、厚木市、相模原市、座間市、綾瀬市、寒川町、山北町、相模原市、山梨県、大宮市	—	宮城県、文京区、八王子市、新潟市、胎内市、石川県、静岡市、名古屋市、春日井市、愛知県、岐阜市、津田市、神戸市、出雲市、広島市、熊本市、大分県、宮崎市	○本市においても、性別一性障害の方が自立支援医療(精神通院)を受けている。性別欄を削除することで、その方々の精神的苦痛を軽減させることができ、苦痛への対応がしやすくなり、事務負担の軽減につながるものと考えます。 ○本市においても、性別一性障害のある方が自立支援医療を受ける際に、受給者証への性別記載について苦痛を感じたりしとの要望を受けたことがある。その際、随時郵送荷票に別して、その旨を申請書等に記載したうえで、当該受給者証のみに性別を記載しないよう対応を検討している。しかし、そもそも受給者証への性別記載のしるしは必要であるとはおぼやかしく、申請者の精神的苦痛の軽減や事務負担の軽減を考慮して、当該項目を削除を希望している。 ○本市においては、平成28年1月1日から、当該項目を記載しなくてもよいとされた。申請者が性別一性障がいの方に配慮し、また不必要な個人情報の収集を最小限にとどめたいという個人情報保護の観点から、市が実行する説明や各種申請書の一部について、性別記載欄を廃止してあります。 ○精神医療制度では性別一性障がいも対象となるため、申請者の心身及び人権尊重のため、項目の削除が必要と思われる。 ○本市においても、性別一性障害を有する申請者(受給者)から、性別の記載に係る精神的苦痛の訴えを受けたことがある。 ○本市においても、性別の記載が必ずしも必要ないのであれば、申請書及び受給者証における性別欄の廃止が望ましい。 ○本市においても、性別一性障害を有する方から、性別の記載をしないしてほしいとの申出があった。 ○本市においても法令に基づき、自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証に性別を記載している。 ○医療的な支障事例と同様に、精神通院医療においては、性別一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性別一性障害を有する方への配慮に支障をきたしているとの苦情を受けている。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性別一性障害の方への配慮の観点から平成24年度より性別の記載が廃止されている。 ○精神障害者保健福祉手帳や手帳申請書類については、法令に基づき性別の項目を削除している。 ○性別一性障害の方が性別を変える前に氏名を変えており、一時的に男性名で性別欄が女性の受給者証となる事例があった。 ○市で性別事例あり(詳細に記録はしていない)が、当該厚生労働省へ確認したが、削除できないという回答であった。 ○申請者(受給者)等本人が自ら目にする書類については性別の項目は不要と考えており、市単独事業では縦割りの項目を削除しているが、法で定められているため自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証の記載から性別を削除することができなかった。制度を改正すれば他の事業と同様性別の項目を削除したい。 ○法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。 ○精神通院医療においては、性別一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性別一性障害を有する方への配慮に支障をきたしているとの苦情を受けている。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性別一性障害の方への配慮の観点から平成24年度より性別の記載が廃止されている。 ○申請手続等の業務に当たり、申請書や受給者証に性別の記載の必要はなく、性別一性障害の方への配慮の観点から性別の記載は廃止するべきと考えます。
86	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練に係る雇用保険関係式の見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係式の見直し。公共職業訓練等の施設長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び雇用保険関係式の見直しを促すことと求める。 【具体的な支援事例】 公共職業訓練等受講生・通所生(雇用保険法施行規則第12号)・公共職業訓練等受講生(雇用保険法施行規則第14号)について、公共職業訓練等の施設長の氏名の記載が求められていることにより、特に施設長の氏名記載等が求められる場合には迅速な事務負担に支障を来しているほか、都道府県が必要以上の事務負担を強いられることとなっている。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係式に資すると考えられるほか、都道府県の事務処理の効率化が図られる。	雇用保険関係式に係る事務処理期間の短縮により、雇用保険受給者の利益に資すると考えられるほか、都道府県の事務処理の効率化が図られる。	雇用保険法施行規則第12号・第15号	厚生労働省	神奈川県、千葉県、山梨県	—	福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県	○当県も同様な事務処理を行っている。事務の効率化を図りたいと賛同する。 ○公共職業訓練等受講生・通所生(雇用保険法施行規則第12号)・公共職業訓練等受講生(雇用保険法施行規則第14号)に係る公共職業訓練等の施設長の氏名記載が求められていることについては、様式にサイズを合わせれば2人1組の事務処理を行っており、少なからず経費負担も生じている。また、雇用保険に関する業務は毎月ごとと定期開示に合わせる必要があり、必要以上の事務負担を強いられることとなっている。 ○本県でも、当該証明は毎月各100件を下らず、証明に係る事務負担は大きなものとなっているため、提案のおお氏名の記載を省略することで事務負担の軽減につながるかと考える。 ○本県においても提案案と同様の状況であり、該当事項については、公共職業訓練等の施設長名で証明すれば足り、施設長の氏名の記載までは必要ないと考えます。 ○当県においても、雇用保険関係式のうち、公共職業訓練等の施設長の氏名の記載を求めているものについて、訓練受給者(雇用保険受給者)が多額にあることから、その記載に係る必要以上の事務負担が生じている。職氏名の記載を省略することにより、都道府県の事務処理の効率化が図られるとともに、事務処理期間の短縮によって雇用保険受給者の利益に資すると考えます。
87	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練に係る雇用保険関係式の見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係式の見直し。公共職業訓練等の施設長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び雇用保険関係式の見直しを促すことと求める。 【具体的な支援事例】 雇用保険関係式に係る証明事務を、職業能力開発校の長が行うべき根拠が法令等で定められていないため、受給者等に対して個人情報を含む関係書類の提出を求めたり、様式の記載内容に関する修正指示等を行うことが困難な場合がある。また、個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であることにより、個人情報保護の適正な文書管理の点で懸念がある。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係式に資すると考えられるほか、都道府県の事務処理の効率化が図られる。	雇用保険関係式に係る証明事務の権限等が明示されることにより、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考えられるほか、事務処理の適正化が図られる。	雇用保険法施行規則第12号・第15号	厚生労働省	神奈川県、千葉県、山梨県	—	福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県	○受給者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受給者の利便性を確保する手続や方法を考えた見直しを図ることとする。 ○雇用保険関係式に係る個人情報を含む書類の提出は個人情報を含む内容が多く、その取扱いには細心の注意を要しており、複製による悪用や不正に基いた不正な保管管理など、相応の事務負担が生じている。個人情報の保護や適正な文書管理の観点から、雇用保険関係式に係る証明事務において、手当給付の要否と異なる公共職業訓練等受講生(雇用保険法施行規則第14号)に係る公共職業訓練等の施設長の氏名記載を省略することにより、事務負担の軽減を図りたいと考えている。 ○内容に関する等々の事項は公共職業安定所長の所管である。職業能力開発校の長に給付等に関する決定を行う権限はないものと考え。しかしながら、実態としては、訓練を受講した後に、決定された証明書類の提出がなされた一時的な場合にも、詳細な事情を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあり、大きな負担となっている。 ○本県でも、当該証明は毎月各100件を下らず、提案案と同様に個人情報の取り扱いが困難なところであり、証明事務の権限及び基準の明確化が必要と考えます。 ○本県においても提案案と同様の状況であるため、事務処理の適正化と都道府県の事務負担軽減を図りたいと考えている。 ○当県においても、雇用保険関係式に係る証明事務を行う際には、個人情報を含む関係書類の提出を求める必要がある場合があるが、法令等で根拠が明確化されていないことから、提出を求める際の説明に苦慮している事例がある。雇用保険関係式に係る証明事務の権限等が明示されることにより、事務処理の適正化が図られ、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考えます。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
85	申請書等の性別の記載を削除することについては、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられることから、判定への影響等について整理の上、当該記載の削除が適切か否かを慎重に検討してまいりたい。	「支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられる」とのことであるが、取々としては、そのような支障はないものと考えている。また、既に検討する場合には、申請者から性別・性障害の方への配慮に欠けるとの指摘を受けていること、精神障害者保護福祉手帳については、既に性別の記載が廃止されていることを踏まえ、できる限り早期に検討結果を出していただきたい。については、まず検討段階や検討方法を明示していただきたい。	--	【静岡県】 「支給認定への適切な判定などに支障が生じる可能性」とはどのようなものか具体的に示していただき、性別・性障害の方に配慮した対応をお願いしたい。 【八王子市】 自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証への性別記載については、その必要性が明らかでなく、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性は考えにくい。 精神障害者保護福祉手帳についても、性別・性障害の方への配慮の観点から、平成24年度より性別の記載が廃止されているところであり、自立支援医療費についても、申請者の精神的苦痛等の軽減を図るため、性別記載の早期の廃止を要望する。	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。	
86	雇用保険法第15条第3項において、基本手当の受給資格者は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、4週間1回ずつ直前の28日の各日について失業の認定を行うものとされている。 一方、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者については、失業の認定を受けるために公共職業安定所に出頭することは訓練等の前段階となり、また、訓練施設で受講している事実が確認できれば失業の状態にあることが明確であるので、施行規則第1条に定める届出(様式第12号)を速やかに行った上で、1か月に1回、直前の月に属する各日について、第2条に定める証明書(様式第15号)を提出することをもって失業の認定を受けることとされているものである。 これらの届出については、適正な支給のために厳格に確認を行う必要があることから、訓練施設の長の証明を必要としているものであり、要望に沿った措置は困難である。	この提案の限りにおいては、訓練施設の長の証明の必要性を見直すように求めているわけではなく、証明者の記載を「職氏名」とされているものから「職名」のみに変更することにより、業務量の削減を通じた雇用保険受給者への迅速な雇用保険給付を実現しようとするものである。(提案の趣旨が正確に把握されていず「届出がすれ違っていると思われる」) 受講届・通所届等における訓練施設の長(証明者)について、「職氏名」とされていることから「職名」のみとするこの具体的な支障について(図表が無く、特段、支障もないと想定されることから)「職名」のみの記載とするよう、再度、検討いただきたい。	--	【福島県】 公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)について、適正な支給に資するため、都道府県が設置する職業能力開発校の長においても厳格に確認を行った上で公共職業訓練等の施設長の職氏名欄に「公共職業訓練等の施設長」、「施設長の職名」、「施設長の氏名」及び公印の押印を行っており、本件はそのうちの「施設長の氏名」の記載省略を求めたものであり、「施設長の職名」により訓練施設の長の証明である旨の記載は十分であると考ええる。	--	【全国知事会】 「訓練施設の長の証明を必要としているものであり、要望に沿った措置は困難である」との回答であるが、本件は訓練施設の長の証明そのものについて省略を求めているものではない。従って、様式のうち「施設長の氏名」の記載を省略することについて検討すること。	
87	雇用保険法施行規則様式第12号・様式第15号については、公共職業訓練施設の長の証明欄を設けているところであるが、附指帳も踏まえ、訓練施設の長が証明事務を行う根拠等の明確化を行うこととする。	ご指摘のように、受講届・通所届、受講証明書へ証明欄が設けられておりながら、証明事務に伴う添付書類の徴収等については、特に根拠規定がない。 また、通所届に当たっては、証明内容に交通機関でしか証明できないような内容も含まれている。 証明事務に伴う添付書類は、職業能力開発校の長を経由せず公共職業安定所長が直接受け付けられ、とても雇用保険受給資格者の利便に資する理由が認められない。 こうしたことから、訓練施設の長が証明すべき内容を十分精査をしたうえで、高度な個人情報が含まれる書類等を徴収し続けると、この事項を実施するに際しての根拠や基準を明確化するとともに、回答において具体的な明確化の方法をお示しいただきたい。	--	--	--	【全国知事会】 事務の義務付けに当たっては法律または政令によるべきであり、訓練施設の長が証明事務を行うことを義務付ける場合には、法令により根拠を明らかにすること。	

厚生労働省 再検討要請

[illegible]

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
88	御指図の通所に関する事項の届出は、通所手当の計算に不可欠であるが、その通所経路等については、訓練実施場所の変更がある場合も含めて当該訓練施設しか的確に把握できないため、訓練施設の長の証明を求めているものである。 この届出を受給資格者が公共職業安定所に直接提出することとすると、届出内容の正確性を担保できなくなり、受給資格者にとっても訓練期間中に公共職業安定所に出頭することとなり、訓練の妨げになる。 なお、御指図も踏まえ、訓練施設の長が証明事務を行う機関等の明確化を行うこととする。	まず、「通所経路等については、当該訓練施設しか的確に把握できない」との指摘であるが、訓練施設の長の証明の届出の内面にかかわらず、出発地、目的地等に基づいて、公共職業安定所長が認定した経路により、手当が支給されている現状では、経路についての職業能力開発校の長の証明は不要である。 次に届出を受給資格者が公共職業安定所に直接提出することとすると、届出内容の正確性を担保できなくなる」との指摘については、通所経路の認定に必要なのは、日付、出発地、目的地等の情報であり、これらは、交通証明書の備考でも記載ができ、かつ、交通証明書の証明は行われるから、訓練施設の長の証明もできる。(現に、訓練場所の変更については、通所届の備考欄に目的地・住所を記載している。) そのため、交通証明書に付添する形により訓練場所の変更等を訓練施設の長が証明することし、通所届における訓練施設の長の証明を廃止することとしても、支障が生じることは想定できない。 また、「受給資格者にとっても訓練期間中に公共職業安定所に出頭することとなり、訓練の妨げになる」との指摘について、現状では雇用保険受給資格者からの書類提出を郵送等でも受け付けていることから、公共職業安定所長の通所届を直接受け付けるに当たり、取立て出頭を求める必要はないと思われ、郵送等による方法をとれば良いと考えられる。	—	【福島県】 通所経路等についての的確な把握は公共職業安定所長でも行える確認行為であると考えられる。また、受給資格者が公共職業安定所に未届出を直接提出することで届出内容の正確性を担保できなくなるほどの業務と位置づけているのであればなおさら証明事務の権限及び基準を明確化し、業務処理の負担軽減や適正化を図ることが必要と考える。	—	【全国知事会】 事務の業務付けに当たっては法律または政令によるべきであり、訓練施設の長が証明事務を行うことを義務付ける場合には、法令により根拠を明らかにすること。	
101	【内閣府】 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務の権限移譲に関する提案事項であるため、まずは厚生労働省において検討を行うべきと考える。 【厚生労働省】 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として一律に法令上に規定することについては、これにより影響を受ける市町村の意見を聴きながら、検討してまいりたい。	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る所得確認の事項については、市町村を経由する理由事務であることから、権限の一部を市町村へ移譲することにより効率的に事務を実施することができ、住民サービスの向上につながると考えられるため、早急な対応をお願いしたい。	—	【静岡県】 県内で統一した取り扱いを速やかに行うため、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として法令上に指定していただくよう、引き続き要請する。	—	【全国知事会】 提案団体は、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定事務のうち、申請者の所得区分の確認事務の移譲の前段階としてマイナンバーの活用を求めているが、マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に確認した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ領域を広げることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
111	障害児の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十九条において、都道府県知事と市町村との協議は、当該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村立の認定こども園については、協議は不要である。	市町村立の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県知事から市町村長への協議が不要であるならば、例えば、自治体向けFAQに市町村立以外の認定こども園を想定した規定であることを記載するなど、法の趣旨を示していただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 所府県は現行制度上協議が不要との見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするとともに、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。 【全国市長会】 所府県からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。	

厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府所	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
112	B	地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際(運営法人や建物構造)に変更がない場合)の財産処分手続きに係る添付書類の簡素化	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続きに係る添付書類の簡素化	大阪府では子ども子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で保育所数が1,101園に達し、認定こども園数が307園(うち幼保連携型298園)であったが、平成29年4月1日現在で、保育所数984園に減し、認定こども園数が505園(うち幼保連携型434園)と保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となるが、建物がいずれの場合、当該建物(補助金)に係る財産処分については、(平成20年4月1日附、厚生労働省発民第9417001号)補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当該行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園において、移行準備の大きな時間的・経費的負担を発生させることが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本府においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質も引き継ぎをすることから、さらなる簡素化をお願いしたい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 「厚生労働省所管に係る施設整備等」に係る財産処分について(平成20年4月1日附、厚生労働省発民第9417001号)	厚生労働省	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県、宮城県、秋田市、八尾市、藤井寺市、東大阪市、島本町、茨木市、池田市、京橋市	旭川市、福島県、宮城県、山形県、岩手県、青森県、大宮市、豊中市、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県、宮城県、秋田市、八尾市、藤井寺市、東大阪市、島本町、茨木市、池田市、京橋市	○20年近く前の建物の財産処分時でさえ、添付書類の準備がかなり煩雑であったため、事業者が必要であると思われる。 ○財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書等)が必要になるが、建物が古い場合、当時の書類が散逸しており、建屋当時の書類を捜索することによる多大な時間を要する。保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は、保育所的な性質を引き継ぎをすることから原則化をお願いしたい。 ○認定こども園への移行を希望する事業者の希望が大きい。 ○当市では子ども子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で認定こども園数が91園(うち幼保連携型81園)であったが、平成29年4月1日現在で認定こども園数が505園(うち幼保連携型434園)と保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となるが、建物がいずれの場合、当該建物(補助金)に係る財産処分については、(平成20年4月1日附、厚生労働省発民第9417001号)補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当該行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園において、移行準備の大きな時間的・経費的負担を発生させることが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本府においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質も引き継ぎをすることから、さらなる簡素化をお願いしたい。 ○本市においても幼稚園から認定こども園に移行する場合、認定こども園、小規模保育事業所等を開設する際にはすべての事業者が金融機関等から建物等に抵当権を付けて施設整備資金等の借入をしており、建物、財産処分の手続きを行っており、事業者・本市とも事務手続きに時間がかかっていたため改善が求められる。 ○認定自治体と同様の状況であり、国が幼保連携型認定こども園の移行を推進している立場である以上、地方自治体の事務負担軽減のため、資材の活用等を簡素化していただきたい。 ○保育所等の既存の施設から認定こども園へ移行する際に認定申請と合わせて認定申請の手続きが必要であり、その書類の量は多大な量となる。さらに財産処分が必要な場合は加えて書類が必要になることから、認定こども園化への阻害要因になりかねない。本市においても認定こども園化を進めていることから、市費に課税の軽減の簡素化をお願いしたい。簡素化の詳細としては、財産処分の手続きに係る資料のうち「その他参考となる資料」について、業種により求められる内容が異なり、追加資料として必要な書類や交付決定書添付書類なども多大な量の資料を求められことが多いため、あらかじめ必要な資料として設定していただく、保育所等から認定こども園に移行する場合においては、半面図と交付決定書添付書類のみをのりしたい。 ○幼保連携型認定こども園への移行の場合、「厚生労働省所管一般給付補助金」に係る財産処分について(平成20年4月17日 府民発第9417001号)のうち、派遣が子ども子育て新制度移行一般給付補助金等に係る児童福祉の特別1(4)に該当し、派遣が児童福祉等の承認が必要としないこととされ、申請手続の特例(包括承認事項)による報告(別紙様式2)及びその添付資料の提出は不要、簡素化されている。しかし、それであるが、添付資料の準備等について、事業者の負担となっていることから、さらなる簡素化をお願いしたい。 ○本市においても、保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当該行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園において、移行準備の大きな時間的・経費的負担を発生させることが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、さらなる簡素化をお願いしたい。 ○当市では、平成27年4月1日の新制度移行以降、保育所から認定こども園への移行する施設が増えている。その一方で、財産処分における事業者の負担も大きいことや、何十年前の創設時の資料の収集に苦慮している実態があるため、更なる手続きの簡素化をお願いしたい。	
113	A	権限移譲	医療・福祉	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へ移譲する。	処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る金銭的負担軽減等の認定は指定都市及び中核市であるが、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行うと、実効性の確保を受ける主体が異なり、事業の一元管理ができていない状況である。また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があった場合、取り留めず、都道府県へ提出し、認定を待たなければならない。事業所へも通知することとなり、都道府県との連携も取らなくては、認定されるまでに、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化し(市町村の提出から審査及び審査後、認定まで取長月間程度している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、最大が認定です。運営が不安定なものから、市町村への申請の提出から認定までより早期に行ってほしいとの声もある。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算に関する法律第37条、20文第1項第15号、度民発第942784号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県、宮城県、秋田市、八尾市、藤井寺市、東大阪市、島本町、茨木市、池田市、京橋市	青森県、群馬県、山梨県、新潟県、富山県、石川県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県	○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめに提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化することになり、県及び市町村の業務が複雑化している。 ○本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理とすることについて賛成します。 ○本市においても、中核市を除く全市町村が認定作業に多大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末迄の認定となっている。 ○認定に要する時間と経費は、各施設への精算を求めたために、認定作業を市町村へ帰還移譲するのが適当と考える。 ○当市でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事業現場を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町村の業務を精査してから認定を行っており、県、市町村の提出が認められなかった場合がある状態も存在している。そのため、市町村が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うこととできる。	

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
112	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分の手続きにおいては、添付資料として対象施設の前払、写真、国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)等を必要としている。 現状、手続きにおいて必要とされる添付書類は、補助金の交付時期、いかなる国庫補助金の交付を受けた事業であるかな等の確認を行ううえで必要最低限の資料であると考えており、引き続き、当該手続きに際しては、参考資料の添付にご協力いただきたいと考えている。 なお、現在お願いしている添付書類のうち、写真に関しては、その必要性の観点から検討を行うとも考えられる。	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行するにあたって、支給認定された保育の必要な子どもを預かるという、目的が類似する施設移轉の移行であることに加え、幼保連携型認定こども園化の推進は、子ども・子育て支援新制度における「地域における子育て機能の充実」「利用者ニーズへの迅速な対応」といった政策的な要素も有していることから、「必要最低限」とする資料の考え方について御再考いただきたい。 本提案はあくまで添付資料の省略の認定を求めているが、仮に過去に書類の簡素化が認められない場合であったとしても、特に改善等を待たない転用の場合においては、補助の内容を確認するための書類として、移行認められている決算書のほか、建築年月日や図面等については、法務局から容易に取得可能な変換後の登記簿原本の添付で代替可とし、写真については不要とするなど、より柔軟に対応することと可能としていただきたい。	—	【福島県】 そもそも保育所としての機能を幼保連携型認定こども園は併せ持っており、引き続き教育・保育を提供していくものであるため、財産処分を不要としていただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
113	処遇改善等加算の認定については、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることから、広域調整及び域内の前付・事業を重層的に支える役割を担い、事務負担体制の整った都道府県において一括して加算認定等の事務処理を行うこととした。 そのうち、指定都市・中核市については、従前の民間施設給与等改善費における仕組みを考慮し、平成28年度の地方からの提案を踏まえ、子ども・子育て会議へ前付として、平成29年度より「施設型給付費等」に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、議決第031第10号)を改正し、認定機関を移譲したところである。 指定都市・中核市以外の全市町村への移譲については、制度開始時の考え方に加え、平成29年度から処遇改善等加算Ⅰという新たな仕組みを創設したところ。概々の職員ベースでの給与・給与改善状況や研修受講履歴など、従来よりも多数の情報を適切に確認する必要があること等を考慮し、引き続き都道府県において認定を行うことが適当であると考える。 なお、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る各種様式について、今年度より記入・計算を簡素化しており、引き続き自治体の事務負担の軽減に取り組んでいく。	市町村における事務処理体制について、処遇改善等加算以外の加算や調整等の事務はすでに担い実績も持っていることから、ことさら繰上府県の体制が整っており市町村が整っていないの考えは当たらないと考えるが、その判断される根拠をお示しいただきたい。 また、各種様式について、自治体の負担を減らすため簡素化していただいたことは大変ありがたいことであるが、それならばなお自治体の負担体制が整っていることを理由として都道府県が改めて認定事務を行う必要はないと考える。 なお、今回の提案にあたり、府内市町村の担当課に提案の趣旨への賛否について確認したところ、指定都市・中核市以外の36市町村のうち、約3割にあたる11市町村から賛同が得られたところである。	—	—	【全国市長会】 権限移譲される市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手挙げ方式とすることを含めた検討を求める。		

厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承られた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
114	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育士等キャリアアップ プログラムの実施方法を 含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要 件が満たされる見込みがある 市町村において、代替保育等 の確保が困難な状況にあるか 、研修の受講が困難であること を、実施方法について通償制や ラーニング、ピア学習などの方 法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設において は通償制による研修が認められ ており、指定研修の介護支援専 門員資質向上事業実施要綱にお いては、各研修における講義の 一部又は全部を通償で受ける ことができると厚生労働省から通知 している。	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が (1分科ごと)に15時間にもよる研修を保育現場から選んで研修会場へ参加し 修了者は480名である。 研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講できて いない場合、それまでの期間遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022 年度以降に加算を受けられなくなる。対象面等から要件を満たすため、研修を 受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられ ている。	○時間や場所に制約されなくなるため、受講率によって、受講しやすくなる。 ○研修実施回数によっては、講師や会場確保を軽減できるため、研修を増 やすことが可能。	『保育士等キャリア アップ研修の実現に ついて』(平成28年4 月)日付厚生労働省 府令第4号「児童養 育員研修長通知」	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	大阪府、滋 賀県、京都 府、堺市、 兵庫県、和 歌山県、鳥 取県、徳島 県、岡部広 域協会	一	北海道、福岡 市、福島県、 ひたちなか市、川 崎市、新潟県、 須賀川市、山形 市、草津市、亀 岡市、沼田市、 奥平保、八尾 市、柏原市、徳 井市、東大宮 市、東市、飯 沼市、津本町、 松浜市、宮本市	○対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、 内容が保育業務の高度化を考えると難しい状況にある。また、距離問題としての保育士の 確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、さらに困難な状況にある。つい ては、保育所運営への負担が軽減される内容に見直す必要があると考える。 ○対象となる保育教諭を各々が1分科につき15時間の研修の受講が必須となり、それ に伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限ら れており、さらに受講が困難な状況にある。 ○当市において代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講できない事例が発 生している。 ○当市において当市での研修会場確保を要望しているが、その場合であっても移動時間は短 縮されるものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、本提案にある 通償制やラーニングの導入については、前向きに検討をしていきたい。 ○保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の 実施回数により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施機 制の必要と考える。 ○提案自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担 となっている状況である。 ○当市は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬期間は雪により移 動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。 ○対象機関に充分な研修定員が確保されていない状況であることから、必要な人数全 員の研修受講が可能か不安視する声が多数寄せられており、確実な受講を確保するよ う強く要望されている。研修を受講できないと認定対象とならず参加が困難になる場合 あり、状況によっては職員が退職することもあるため、保育士確保と並行する。また、各 施設では加算対象人数が確保しているものの、在籍職員数は最低基準に加えて多数しかお らず、研修期間中の代替職員の確保等が確保できない期間もある期間を合わせで考えら れている。 ○当市では1777人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の 中、対象となる保育士等が15時間の研修に複数出席することは困難な状況である。ま た地域特性として、最寄り駅が広大であるだけでなく、人口が広域に分散しているほか、冬 は寒くて降雪期間が長く自治体の厳しい気象条件であるため、冬は道路凍結や降雪後 を要し、研修日数以上に職場を離れることとなる等、都市部在住の保育士には比べて、研 修の受講がより難しい。考慮から1は離島を中心として研修を実施する予定である が、全ての離島で研修を実施が困難なことを見越して遠慮している状況であることか ら、十分な研修回数の確保が困難である。通償制やラーニング、ピア学習等が認め られれば、保育士等が地方の現場に出向いて受講する必要がなく、多くの研修受の事 業が可能になることから、当市の各保育団体からも強く要望されているところであり、ガイ ドラインを尊重していただきたい。 ○保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で保育を行うに当たっ て中心的な役割を担っていることが多く、研修の受講に当たり、長期現場を離れること により、保育に支障が生じている。また、対象の保育士不足もあり、代替人員の確保も 困難である。 ○現在、本市の民間保育所1施設では、保育士不足により認可定員数の受け入れが不 可能となっている。保育士の処遇改善を促すための加算を受け入れるためキャリアアップ研修 の受講が必要となるが、保育士が不足している現状を鑑み、長期にわたる研修を 受講することが困難な保育士も存在することが想定される。保育士確保と研修受講による 安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受 訓しやすい形に改善することが必要であると考える。 ○本市においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保 が困難なことなどにより、ピア学習やラーニング等の多様な手法による研修機会 を増やす事がかかっているとおり、協議等に臨む所。 ○当市においても代替保育等の確保が困難のため研修の受講計画が思うようになら ないなどの意見が施設から寄せられている。 ○対象施設保育士等が聞いている状況で、保育士等が現場を離れて1分科ごと15時 間の受講を平日に受講することには難しさを感じる。実際、日曜日の開催はいかなの問 い合ひがある。また、15時間のうち、休養時間等で1日欠けし場合の研修計画につ いても課題であるため、通償制やラーニング、ピア学習が認められると課題のクリア につながると思う。 ○保育教諭不足が続く現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育士の確保及び、実 習時間の確保が難しくなっている。 ○当市においては17777人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施機 制を整備している状況。他府での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育士 等に対する研修の機会創出に言及している。一方で、研修内容の質についても一定水 準以上の研修とするに配慮している問題。ラーニングピア学習等による研修機 会の拡大の必要性も感じるが、質の確保の観点から認められるか検討が必要。 ○処遇改善等第Ⅱ期の加算率となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、 他府道県並みの研修を修了した場合には、当市においてもその効力が有効となるが、1 分科につき15時間以上を要し、概ね3日間研修に時間を要することにより、食糧道県で 安楽な環境な場合は他府道県並みで研修を受けることが、受講する保育士等においても 負担が生じている。 ○対象となる保育士等全員が(1分科ごと)15時間におよぶ研修を保育現場から離 れて研修会場へ参加することは困難であるため、処遇改善第Ⅱ期の認定に際して研修 受講が必須化される予定の2022年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるよ う研修方法の見直しをしていただきたい。
130	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	児童養護施設の保育 士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置 することされているが、幼保間 の連携が求められる状況である。また、福祉人材センターにおける 過去5年間の保育士就職人数は0人であり、保育士の確保が大変難しい状況 にある。なお、年度次第に育児休職等を補充するための保育士確保はさらに厳 しい状況にある。	近年、児童養護施設の現場では、保育士の人材確保に苦慮している。平成29 年10月末時点での子数前における保育士の有効求人倍率は2.64であり、求め る人数の半分が希望しない状況である。また、福祉人材センターにおける 過去5年間の保育士就職人数は0人であり、保育士の確保が大変難しい状況 にある。なお、年度次第に育児休職等を補充するための保育士確保はさらに厳 しい状況にある。	幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることで、募集枠が広がり応募が増え れば、この課題に対する解消に繋がるものと考ええる。 また、幼稚園教諭の職の選択肢も増え、限られた人材の有効活用が期待さ れる。	児童福祉施設法第42条第1項	厚生労働省	鳥取県、滋 賀県、京都 府、大阪 府、堺市、 兵庫県、神 戸市、和歌 山県、徳島 県、中国地 方知事会、 日本前生会、 ための子育 世世代代知 事同盟	一	山形市、北九州 市、大分県	○1)支援事例について 児童養護施設現場では、保育士に限りず児童指導員など有資格者の人材確保に苦 慮している。 ②地域における課題等について 児童養護施設では、保育実習の受け入れ先として毎年、数多くの実習生を受け入れて いる。 保育実習の受け入れ先である児童養護施設では、放課活動の一環として、実習生と関 わりのある実習生等に対し、放課後活動としてのあそびを依頼しているが、各大学等卒業生 のうち1名程度しか児童養護施設に就職していない。 幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることはもちろんの事、児童養護施設が能力ある 現場であることを示すことが必要である。 ○保育士を含め、直接処遇職員の確保ができず、職員配置が改善できていない施設があ る。 女性の直接処遇職員が不足し、縦直勤務のローテーションをねむることに施設が苦労して いる。 ○児童園種ケース児童の占める割合が高くなってきたことなどから、児童養護施設にお ける職員(保育士)の定着率が低くなっていることや、福祉系の学生が児童福祉(社会的 養育関係)を目指す割合が低くなっていることなどから、人材確保には困難性が認めら れる。 ○平成29年度において、県内16所の児童養護施設で施設内での小規模グループケア の実施を促したと示しているにもかかわらず、直接処遇職員(保育士や児童指導員)の 確保ができず実施を延期した事例があった。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
114	保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められており、本提案は対応済みである。	保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成26年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。))が地方自治法(昭和22年法律第87号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出されているところ。 研修の終了評価については「ガイドライン」の4 研修終了の評価において、「研修終了の評価については、研修終了者の資力の増進を図る観点から、適宜に行われる必要があり、15時間以上の研修(別紙1の「わらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。)を全て受講していることを確認するとされているところ。 「通信制やラーニング、ビデオ学習」等(以下「遠隔制等」という。))による受講においては、この研修の受講確認等が課題となるところ。現時点において「遠隔制等」による受講が認められているものであれば、厚生労働省より速やかに、その旨を明確に示すとともに、「遠隔制等」における受講確認等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。	--	--	--	【全国知事会】 各府県からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 所有者からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。	
130	保育士については、養成課程において、乳児保育や社会的養護に関する内容などの児童養護施設に就事するために必要な内容を履修することとされている。一方で、幼稚園教諭については、これらの履修が必須とはされていないことから、児童養護施設において、幼稚園教諭の資格を有することをもって、直ちに保育士と同様の役割を十分果たし得ると言うことはできないが、ご提案に対してどのような対応が可能であるかについては、有識者及び関係団体等の意見を踏まえながら、慎重に検討したい。	児童養護施設では保育士及び児童指導員の有資格者の確保に苦慮しており、人員確保は大きな課題である。本県を含め、賛同している自治体の中には、保育士を含めた直接施設職員員の確保ができないため、例えば定員に達していても人員投入ができないう等、深刻な кадровые 問題が生じており、現場は持たない状態である。 厚生労働省からの指示に「関係団体等の意見を踏まえながら」とあるが、当県の児童養護施設長から「幼稚園教諭でも役割を十分に果たすことができるので、幼稚園教諭を配置できよう」としてほしい。との話が多数出ており、自治体や施設(現場)側の意向把握はできているので、喫緊の課題を解決すべく、幼稚園教諭の配置が実現可能とするための検討を早急に行い、早期の改正をお願いしたい。	--	--	--	【全国知事会】 「使うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次報告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「使うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の数増のリスクではなく、国が全統一に決定している基準等を地方自治体自ら決定し、その地域の事情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○ 保育所及び認定こども園では、保育士の配置基準の強化により、幼稚園教諭を保育士とみなすことが認められており、児童養護施設においても幼稚園教諭は役割を十分に果たすことができるという現場の声を踏まえても、同様の強化を図り、人材の有効活用を促さるべきではないか。 ○ 児童指導員の資格要件には、小学校・中学校・高等学校等の教諭資格が含まれているが、これらの資格保有者と同様、幼稚園教諭の資格保有者についても、子どもの養育の中心的役割を十分に担うことができるのではないかと。

厚生労働省 再検討要請

[illegible]

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
147	○ 老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年1回の定期調査が実施されているものである。法人監査と施設監査の両者を並走させ、生活実態の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の期間短縮は不適切であると考える。 ○ 障害者支援施設等に対する指導監査は、適切な障害者(利用者)の支援(個別支援計画、食事、入浴、排渇、衛生、自立援助、防災対策等)が確保されていることを確認するため、原則毎年1回の実施監査が定められているが、監査の実施の頻度と生活実態を比べて施設監査の頻度を減らすことは、利用者処遇の低下をも招きかねないことから不適切であると考える。 ○ 保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の計画性の低さと同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているかなどについて実施監査を予定している。 また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や被害者児童等虐待防止、子どもの自立支援、職員の質向上などの取組が同時に進められていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。 ○ 保護施設の指導監査は、原則年1回実施監査を行うこととし、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が実施されていると認められ施設は例外別に2年に1回として監査を受けることとしているところである。保護施設の監査は、入所者の自立や自活に向けた適切な支援が実施できているかを目的としていることと見做すことが適切であり、その監査内容については、入所者の適切な処遇や生活環境等の確保、入所者の自立等に向けた支援の実施状況や職員の体制、防災対策など、入所者の日常生活や生命の安全に直接関わる重要な確認項目が多く、監査内容の軽微な変更によりは監査の確信が必要であると考えられることから、法人監査業務との効率化ということのみを以て、監査の期間を緩和することは適切ではない。 ○ 幼保連携型認定こども園の監査については、小学校教育の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。 実施監査については、認可保育である認可保育園による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実施監査を行うこととの取組に留まるとしている。 そのため、法人監査の業務の効率化ということのみを以て、監査期間の考え方を変更することは適切でないと考えている。	--	--	○ 本件提案の趣旨は、施設監査について法人監査と同様に、前回の監査結果等を踏まえ、適度な間隔がないと認められる施設の監査期間を延長しつつ、問題があると認められる施設に対しては継続的に監査を実施することで監査の重点化を図るものである。 ○ 監査業務の効率化を目的とする監査期間の見直しは不適切であるところのご指摘について、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム等の監査対象施設数の増加や保育所の利用定数増加に伴い1回あたりの監査に必要時間が増加し十分な施設監査を実施することが現実的に困難であり、現行の施設監査期間は現場の実情に即している。また、社会福祉施設においても人員配置に余裕はなく、社会福祉施設の負担を軽減する必要がある。 ○ 本件提案の実現により利用者処遇に係る「質」の低下を招くところのご指摘について、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の機会や時間を十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあたらないものと考えます。 ○ 老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自治事務であり、指導監査指針も技術的助言であるため、前回の実地監査の結果、適正な運営が確保されていると認められる場合には、地域の実情に応じて、2年連続で書面監査として差し支えないものと考えます。 ○ 「児童福祉行政指導監査の実施について」において、「民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配慮すること」とされている一方で、現行では法人監査と施設監査を併行に実施することが困難であり、監査期間を見直すべきと考えます。	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	
157	生活保護法第29条に基づく調査に係る調査業務については、調査件数が多く、調査事項が定例のものであることから、日本年金機構における照会調査に関する業務の効率化の観点から、平成29年4月1日より香川県中央年金センター(以下「中央年金センター」という。)へ集約している。集約化前は、年金事務所において照会調査の実務を行っていたが、専門の部署がなく体制上支障が生じていたため、前送付会での期間のらつきがあったほか、一定の期間を要する機会もあった。一方で、集約化後は、体制強化により照会調査業務を行っているため、現在では特設の事務がなければ概ね1週間～10日程度で回答を送付している。 二機種のうち、高齢者の年金事務所(照会照会部)の業務については、従来の取扱いに準ずるものであるが、これにより必ずしも回答が早くなることは限らないと考えている(なお、業務上緊急に回答を付けない緊急に回答が必要な場合は、その旨を付せば、従前より年金事務所へ照会したことも可能である)。 また、保護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該被保護者に請求できるようにするための方策として、現時点で当該期間未定であるが、当該手続における特定の個人を照会するための情報の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した日本年金機構との円滑な情報共有の方策について、取り組みを進めていることが必要である。 なお、受給資格期間短縮に伴う対応については、「年金受給資格期間短縮に伴う円滑な年金請求手続を実施するための生活保護部と国民年金担当部との連携について」(平成29年5月8日社保保発0316第1号・年管発0310第4号)等により、保護の実施機関等の生活保護担当職員と市区町村国民年金担当課等の国民年金担当部、日本年金機構・年金事務所が、連携して取り組む方策を行っている。この一環として、業務集約センターへ照会せずとも、市区町村の国民年金担当職員に照会することで保護の実施機関が被保護者の請求状況等を把握することを可能とする特例が規定されている。この特例は、受給資格期間短縮の施行日(平成31年)より70万人以上年金の新被保護者が発生するが、この中に一定数存在すると思われる被保護者について、照会を業務集約センターで受けると、回答が大幅に遅れることが懸念されているためである。	--	【宮城県】 照会調査に関する業務の集約化により改善されているとされているが、年金事務所へ照会していたより大幅に回答期間が短縮された後に回答内容が送付されることがあるので、回答期限を確認のうえ事務処理をお願いしたい。 また、平成30年3月28日の開始予定であった情報提供ネットワークシステムを使った日本年金機構との連携について、早期連携を要する。	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

厚生労働省 再検討要請

[illegible]

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
167	ご提案の事業は、「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反覆継続して、人を宿泊させるもの」に該当しないことが確認できず、旅館業法の適用除外であると判断できない。	移住体験住宅は、本町への移住希望者又は本町を居住候補地とする者など、特定の意思表示をする者が居住地域の最終判断のための生活体験に利用できる施設として運営するもので、利用資格・要件に一定の制約(①町内に住民登録がある夫婦、親子等の家族で、町内に移住を希望している者など)に、転居や帰郷等を理由とする町内への転入が決定している者でないこと)を設けることで、全額を要する旅行費と不特定多数の者が利用しないことは、町において確認可能である。 また、移住体験住宅の利用において、同一人又は同一世帯一回限りという利用制を設けるとにより、反覆継続した利用を排除することは可能であり、旅館業法の適用除外としていただく。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
169	介護保険制度においては、住み慣れた地域とのつながりを大切にしながら、地域生活に密着した形で介護者の日常生活を支えることが特に重要なサービスと定め、身近な市町村の単位でサービスの運営を行うことは基本としている。 認知症グループホームでは、認知症の特性に配慮し、家族般的環境の下、住み慣れた地域において、地域住民との交流を図りながらサービスを提供できるよう、地域密着型サービスの一つとして位置づけている。 したがって、認知症グループホームを住所地特例の対象として、市町村域を越えた利用を前提としたサービスと位置づけることについては、困難である。	本提案は、各所地特例により特定施設(ケアハウス等)に人住していた者がその施設と同一町内に所在する認知症グループホームを利用する場合を前提としており、認知症グループホームの一般的な市町村域を越えた利用の場合とは異なる。 かつては別の市町村に居んでいた者が特定施設等に転居し、年月の経過とともに施設所在市町村が住み慣れた地域となり、当該市町村の認知症グループホームでサービス提供を受けることは、地域密着型サービスの趣旨に合致すると考える。 本提案は、あくまで費用の公平な負担の観点から、住所地特例を適用していた者を、引き続き被保険者とするようにするための提案であって、認知症グループホームを「市町村域を越えた利用を前提としたサービス」に位置づけようとするものではない。 現行制度では、特定施設等から同一市町村内の認知症グループホームへ移る場合、市町村間の同意による移転申請が成立すればその被保険者のまゝ利用であるが、この趣旨に対する本市の考え方は種々で、現実として同意による他市町村の利用を認めていない。「隣接市町しか利用を認めない」等の考え方により、同意が成立しないという支障が発生している。 認知症グループホームは、地域密着型サービスと位置づけられているが、現在の提案町の同意は、住所地特例が適用される入所施設の機能を補完しており、在宅復帰していないにもかかわらず住所地特例が機能していないのは不合理であり、所在地の市町村が費用を負担しなければならないのは市町村の公平性を欠く。 介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏らないように住所地特例の趣旨を踏まえて、是正措置を検討いただきたい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ この提案に対して、全国町村会が「提案団体の意見を十分に尊重されたい」とし、全国市長会が「提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。」と賛同する意見であったことを踏まえ、厚生労働省は、他府の自治体の問題として取り扱うのではなく、この提案の内容に立ち入って検討すべきではない。 ○ 認知症が後々に進行し、その進行に伴い要介護度が高度化する過程で、認知症高齢者グループホームを転居する等、その他の介護給付費は居住所市町村が負担することになる。このような現行制度のままで、介護保険給付費は居住所市町村が負担することになる。このようなことを目的に設けた住所地特例の趣旨に反して、結果として財政負担が増加する仕組みになっているのではないか。 ○ 上記の通り、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームへ移ることで、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームへ移った場合に、検討することは可能ではないか。
170	財政法第9条は、「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なしでこれを貸し付けたりはならない」としており、国庫の減額貸付は、原則である財政法第9条における「法律に基づく場合」として例外的に認められているものであり、その適用は法的に拘束すべきと考えております。 例外規定として、国有財産特別措置法(以下「特措法」という。)第3条において、減額貸付のできる事項は指定されている。すなわち、特措法第3条第1項ロ社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設」には該当しないため、減額貸付の適用することは困難です。 また、「介護老人保健施設」にせよしても、特措法同条に規定する「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難です。 なお、「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する施設」であれば、減額貸付の対象となります。	看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を一体的に組み合わせることによって医療ニーズの多い利用者の在宅介護・療養生活を一括的に支えるサービスであり、療養高齢者や認知症高齢者など幅広いニーズを併せて重要な事業の提供に資するため、本県がサービスと考えている。 しかし、現行制度は、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護のみが社会福祉事業に該当することと規定しており、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた連携型減額貸付の対象外とするもので、要介護者・看護と介護を連携させたサービスの提供を目的とした減額貸付の対象外とするもので、要介護者・看護と介護を連携させたサービスの提供を目的とした減額貸付制度の趣旨にも反するものと史料する。 看護小規模多機能型居宅介護は、国が積極的に整備を進める方針を示し、各市区町村がこれに呼応して整備に取り組んでいるものと認識しており、当該法第9条に基づく減額貸付の対象とするには合理性を見いだせない。 国庫に対して一律に減額貸付の実現(介護施設等)を目指すのではなく、在宅介護・療養生活を支える施設・事業所の整備は急務であり、上記2施設についても依然としてニーズは高いことから、財政法第9条及び国有財産特措法第3条に基づく減額貸付の対象とするように、関係法令を改正いただきたい。	--	【群馬県】 看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と支援事業に提供されている小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスであり、提供されるサービスは共通のものも多く、利用者間もほぼ同じである。 平成30年3月3日開催の関係府県庁長会議によると、減額に係る国の解釈は、減額対象である福祉施設の実現に、対象外である療養施設の事業が追加された場合、全体としては減額対象になるということと解釈しているが、対象事業が含まれる事業が、他事業が追加されているものをすべて対象外とするという解釈は、「介護施設等」の実現に向け介護施設整備を促進するという、減額貸付制度の趣旨にも反するものと史料する。 看護小規模多機能型居宅介護は、国が積極的に整備を進める方針を示し、各市区町村がこれに呼応して整備に取り組んでいるものと認識しており、当該法第9条に基づく減額貸付の対象とするには合理性を見いだせない。	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 現行制度は、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るもののみが社会福祉事業に該当することを理由として、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた施設に減額貸付の対象とするもので、要介護者・看護と介護を連携させたサービス提供を目指す方向に偏る仕組みとなっているのではない。 ○ 看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係る部分に相当する部分を減額貸付の対象とすることが可能と認められるのであれば、対象とする要件を定め、適度な削減にすべきではないか。 ○ 平成27年12月21日付け附第489号「介護保険制度に係る国庫の有効活用について」の通知において、「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設」の範囲について、適度より明確にする必要があるのではない。

厚生労働省 再検討要請

[illegible]

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
180	療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対し、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものであるが、厚生労働省は、療育手帳制度に関する技術的動向(ガイドライン)として「療育手帳制度について」(昭和48年厚生事務次官通知、以下「次官通知」という。)を定めており、各都道府県知事等は、次官通知に基づきそれぞれの判断で実施手帳を定め、療育手帳制度を運用している。 現在でも、この受領の下で、条例による事務処理特例制度を活用し、児童相談所設置市(中核市)が療育手帳の判定と交付を合わせて行うことは可能であり、提案内容は実現していると考えらる。	本来、児童相談所を設置する中核市においては、療育手帳の判定から交付まで一貫して行うことが市民サービスの向上や事務効率化に資すると考えられ、また、指定都市と異なる取扱いとなることは適切でない。よって、事務処理の特例という扱いではなく、制度における対応が必要と考える。 地方自治法第252条の17の2第1項で定める条例による事務処理特例の範囲となる都道府県事務については、法令、条例又は規則等に基づく都道府県知事の権限に関する事項について、条例又は当該条例の委任に基づく規則で定め、市町村の長の管理し及び執行することが可能となるが、本県では療育手帳制度について、次官通知と同日に発出された「療育手帳制度の実施について」(昭和48年厚生省児童家庭局長通知)第7の4に基づき、条例又は規則ではなく、実施要綱(以下「要綱」という。)を定め、運用しており、厚生労働省が設ける事務処理特例制度は、活用できない。当該事務は自治事務であり、事務処理特例制度を活用して、療育手帳の交付権限を市へ移譲するためだけに、療育手帳の交付事務に関する県の権限を定める条例等を新たに制定することは本来既制である。 児童相談所設置市(中核市)が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、現在の事務実施の権限となっている療育手帳制度に係る次官通知の取扱いを速やかに改定していただきたい。あわせて、例えば、少額預金の利子所得の非課税措置の適用範囲を「都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者」とする所得税法附則や第11条の2を改正するなど、中核市の長から療育手帳を交付された場合に不利益が生じないように関連する法令を見直すこと。	—	—	—	【全国知事会】 事務次官通知は技術的動向に過ぎず、現行制度でも各自治体の判断で療育手帳の判定・交付が可能であるとの回答だが、その旨を事務次官通知等で明確化し、改めて各自治体に周知すべきである。 また、第1次動向の趣旨を踏まえ、都道府県・指定都市で処理している事務で中核市が処理している事務と密接に関連する事項については、事務処理特例制度の活用を待たずに中核市に権限を移譲すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、既に児童相談所を設置している中核市については、新たな事務負担が生じることのないよう配慮すること。	○ 1次回答では、次官通知に基づき要綱の下で事務処理特例制度を活用することが可能とされているが、ヒアリングの中で議成員から指摘のあった通り、通知で定める事項について事務処理特例制度を活用することは一般的ではないのではないかと。 ○ また、今後、他の中核市等でも児童相談所の設置が進み、療育手帳の制度に資する権限を担おうとする機会が生じうるが、その際、事務処理特例制度を活用するために地方公共団体がそれぞれ条例制定等を行うことは非効率であり、画が一括して対応する方が合理的ではないかと。 ○ さらに、本年4月1日に児童相談所を設置する提案団体である岩手市の動向を踏まえれば、条例制定のための議会の議決や地方公共団体間での協議等を要する事務処理特例制度の活用を促すより、国において通知改正等による迅速な対応を図る方が適当ではないかと。
194	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたことであるが、検討項目として幼保連携型認定こども園における保育料の質格の特例を挙げている。 同会議は、認定こども園の長、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	経過措置終了後には、幼保連携型認定こども園の職員配置などの運営にも関わることを認定こども園への移行への支障となるとから、早期に具体的な方針をお示しされるよう関係府県においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	○ 「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育料減免の質格審判に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を促す声が上がっており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まれば、当然措置すべきではないかと。 ○ 今後の議論のスケジュールを示すと共に、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではない。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
198	昨年度から実施している処遇改善等加算Ⅱは、単に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけでなく、保育士等の専門性の向上を図むとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。 その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を付けているが、現場や自治体等からのより数額な配分を可能にしてほしいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い職員の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすしいものとしたところである。国としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開発等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。	関係府県の回答では、「今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い職員の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすしいものとした」としている。しかしながら、施設の種類により加算の対象となる職員数が制限されており、加算要件となる技能と経験を満たす職員全てに月額4万円を支給することはできない。 また、加算総額の範囲内で対象となる職員を全員にわたって今年に支給しようとしても、「月額4万円の賃金改善を行う職員数を加算対象となる副主任保育士等の半数確保する」という要件があるため、保育士の確保によって、公平に配分することもできない。 さらに、キャリアアップの仕組みに沿った職位を設定しても、算定対象となる副主任保育士等の半数に月額4万円を配分しなければならず、加算総額を確保しようと配分することができない。例えば、月額4万円の賃金改善を行う職員と次期職員の職員との間で賃金改善額の差が大きくなりすぎるなどの不都合が生じている。 他にも、処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給し処遇改善に努めてきた施設では、月額4万円の賃金改善を行うと、職制期間と処遇とのバランスがとれなくなるため申請を躊躇している施設もある。 以上のことから、加算総額を施設等の数量により配分可能となるよう、さらなる要件の緩和を御検討いただきたい。		【福島県】 そもそも処遇改善等加算Ⅱの対象者には、4万円の金額を確実に支給することが本来の趣旨であるので、対象者を職員全体の3分の1に限定する等の措置は改善すべきと考える。		【全国知事会】 少子化対策は国が国における喫緊の国家的課題であることから、国においては待機児童解消に向けた駆けつけの意図や処遇改善等保育士確保に取り組みこと。 今年度から要件を一部緩和したとの回答であるが、提案団体では見直し後の内容で支障が生じていないため、当該提案について再度検討を行った。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 処遇改善等加算Ⅱについては、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い職員の職員へ配分できるよう、要件の一部緩和が行われているについては認識しているが、提案団体をはじめ、市町村によっては中堅以上の職員の職員が多くなる施設・事業所もあり、これらの施設・事業所にとっては、上記の要件緩和が必ずしも制度の活用のしやすいもの上には繋がっていないところ。 今後、加算の取得状況等について調査・検証を行われる際は、上記のような地方自治体の意見にも十分留意し、「副主任保育士等に対する月額4万円の賃金改善を、加算対象職員の半数以上の職員に確実に行う」という要件についても、より柔軟な制度運用が可能となるよう見直すべきではないか。 ○ なお、調査の際は、単に処遇改善等加算Ⅱを活用する施設数だけを調査するのではなく、既に活用している施設における運用上の問題点や、活用していない施設における非活用の理由についても併せて把握し、それも踏まえて柔軟な制度運用を検討していただきたい。
201	療育対策については、療育の機会に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づき、良質かつ適切な医療を提供することを目的として47、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。 療育の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人入票を毎年提出いただいている。 臨床調査個人入票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるか、特定医療費の支給認定事項において必要であるかといった観点から審査し作成されているものであり、こうした趣旨に支障を来すことのないよう、研究者等の意見を踏まえつつ、実施の可否も含め、必要な検討を行う。	研究者等の意見を踏まえつつ、実施の可否も含め、必要な検討を行う旨の御回答をいただいたが、具体的な検討スケジュールをお示しいただいた。 指定難病の療育費助成申請手続の簡略化については、平成30年5月31日参議院内閣委員会における公明党・池田正士議員の質疑に対して、厚生労働省より今後とも、難病の患者の方々の声も伺いながら、手続の負担につきましてもといった対応が可能なのかにつき詳しく検討していきたい旨の回答がなされていることから、難病患者の負担を軽減する制度設計をぜひ前向きに御検討いただきたい。		【静岡県】 臨床調査個人入票の内容については、更新申請の場合は、基本的に診断基準は満たしているため、様式を「重症度分類」に関する事項を中心としたものに簡素化することを検討していただいた。 【宮城県】 「難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠である」とは必要であることは理解するが、臨床調査個人入票では「病名診断」に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの種類のものを用いても差し支えありません。(ただし、当該難病の経過を指示する重症度状態等によって、確認可能なものに限りです。)」とされていることから、「診断基準上に特段の規定がない疾病」の更新に限り、「診断の категория」と「鑑別診断」の記載を省略可能としていただきたい。		【全国知事会】 臨床調査個人入票の簡素化にあたっては、症状が固定化しない疾病については対象外とするなど、疾病の病状に応じた適正な事務執行を確保したうえで、事務負担を軽減する方法を検討するべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	

厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
207	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事業における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	〇紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や提出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付申請時には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することはない。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、窓口受付時にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請者に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないためかわからず、個人番号を職員が記入することで、必要時間は年間約2000件増加している。 よって、窓口発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支援事例】 紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や提出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付申請時には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することはない。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、窓口受付時にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請者に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないためかわからず、個人番号を職員が記入することで、必要時間は年間約2000件増加している。 よって、窓口発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、効率的に保険証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取柄に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（個人情報保護法）施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	01介護保険被保険者証等 02介護保険負担割合証再交付申請書.pdf	米沢市、遠江町、石浜市、ひたなか市、宮志野市、八王子市、大田市、山形市、田原市、出雲市、高松市、今治市、浜部町、浜城市	〇紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や提出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付申請時には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することはない。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、窓口受付時にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請者に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないためかわからず、個人番号を職員が記入することで、必要時間は年間約2000件増加している。 よって、窓口発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、窓口受付時にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請者に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないためかわからず、個人番号を職員が記入することで、必要時間は年間約2000件増加している。 よって、窓口発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。
208	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療保険事業における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	〇紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付申請時には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することはない。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、窓口受付時にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請者に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないためかわからず、個人番号を職員が記入することで、必要時間は年間約2000件増加している。 よって、窓口発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支援事例】 紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付申請時には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することはない。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、窓口受付時にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請者に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないためかわからず、個人番号を職員が記入することで、必要時間は年間約2000件増加している。 よって、窓口発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、効率的に保険証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取柄に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（個人情報保護法）施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	02国民健康保険被保険者証等交付申請書.pdf	ひたなか市、新宮区、八王子市、横浜市、川崎市、多摩市、豊田市、田原市、高松市、出雲市、山陽小野田市、今治市、高崎市	〇証の再交付申請には情報連携を行う必要はなく、市民に対して、個人番号を記載することの主旨を説明することが無い。 また、当該事項に基づき、国民健康保険被保険者委員会において、行政が個人番号を把握しているにもかかわらず提出した個人番号を記載しないという制度自体を見直す必要があると考え、〇証の再交付申請時には情報連携する必要はなく、申請に基づき再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することはない。 〇再交付は「個人番号を記載していない情報連携をする必要がある事項」ではないことから、被保険者本人に通知することなく、マイナンバーと一緒に郵送する必要があると考え、市民サービスの向上のために記載義務をなくしてほしい。 〇紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付申請時には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することはない。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、窓口受付時にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請者に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないためかわからず、個人番号を職員が記入することで、必要時間は年間約2000件増加している。 よって、窓口発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、窓口受付時にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請者に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないためかわからず、個人番号を職員が記入することで、必要時間は年間約2000件増加している。 よって、窓口発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
207	【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。 〔厚生労働省〕 ○情報院における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。 提案については、介護保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府県と連携しつつ検討していきたい。 なお、個人番号の導入にあたり、申請者等が高齢であることにも鑑み、申請受付時等の対応について、申請者が自身の個人番号がわからず申請者への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないことを示している。	--	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○ 内閣府(番号制度担当室)において、 ・ 区分別のマイナンバー利用ではワンストップ原則にのっとり、申出等の主たる手続と併せて提出され、又は申出等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンストップ原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 通知カードだけでは不十分な防止ができず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、不十分な防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。 ○ 厚生労働省において、 ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し、厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としたい。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。
208	【内閣府】 ○国民健康保険法施行規則については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月29日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(第33厚生労働省33)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府県が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされており、現在、厚生労働省と協議中である。 ○後期高齢者医療制度については、まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。 〔厚生労働省〕 ○国民健康保険法施行規則に対しては、平成29年においても同省のご提案をいただいており、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月29日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(第33厚生労働省33)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府県が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」となっている(関係府県と協議中)。 ○後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様に、後期高齢者医療事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府県が連携して検討する。	--	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 内閣府(番号制度担当室)において、 ・ 区分別のマイナンバー利用ではワンストップ原則にのっとり、申出等の主たる手続と併せて提出され、又は申出等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンストップ原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 通知カードだけでは不十分な防止ができず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、不十分な防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。 ○ 厚生労働省において、 ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し、厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としたい。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
209	【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、府省と連携しつつ検討する。 【厚生労働省】 障害者福祉事業における各種再発行申請等については、受給者証等の汚損、滅失等により申請者が受給者番号等の記載をすることが困難な場合に、個人番号から申請者を一意に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、申請時に個人番号の記載を求めている。 提案については、障害者福祉事業全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、従来の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討していきたい。 なお、身体障害者手帳(以下「手帳」という)は、更新の仕組みを取っており、平成28年1月1日のマイナンバーの利用開始以前に手帳を取得した者の個人番号を取得できる機会が限られていることや、転居等の際には手帳所持者が住所変更届提出を行い、転居先の転居届においてマイナンバーを把握する必要があるものの、必ずしも徹底されていないことを踏まえれば、手帳の再交付申請も含め、あらかる機会を通じて個人番号を記載するよう求めることは、手帳更新申請におけるマイナンバーの利用や他の行政機関に対する手帳の情報の提供を行う上で有用であると考えらる。	各社の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。	—	【静岡県】 障害者福祉事業全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、既に発行済みである受給者証等の再交付申請においては個人番号を記載する義務付けを廃止するよう、引き続き要望する。 【市町村】 各受給者証の再交付申請については、個人番号の記載がなくても、申請書に通常記載する氏名、生年月日、住所等の情報により申請者は特定できるものである。情報連携を行わないで市町村に個人番号を取得することは、個人情報漏洩のリスクを高めるだけであり、各自治体の事務負担軽減どころか増大しているものと考えらる。 また、申請時に個人番号を記載し、もたうのが本人を特定するためであるとするなら、情報連携推進のために申請者から個人番号を取得することは、本来の目的ではないと思われる。この点からも市民の方への説明は困難である。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○ 内閣府(番号制度担当室)において、 ・ 区分別のマイナンバー利用ではワンストップ原則にのっとり、申受等の主たる手帳と併せて提出され、又は申受等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保険分野のマイナンバー利用でもワンストップ原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 通知カードだけでは不十分と見做すことができず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、通知カード等の本人確認事項も必要となるが、近一連の通知カード等の本人確認事項があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。 ○ 厚生労働省において、 ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に比べ、厳格な審査が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にはマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。
210	○ 育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育園に入れない場合には、最長2歳に達するまで延長可能。この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じているもの。 ○ 保育所に入れない証明としては、入所保留通知書の提出を求めているが、これは、給付の受給要件を満たすか否かの確認を行う上で必要と認識しており、提出を不要とすることは困難である。	厚生労働省から入所保留通知書の提出を不要とすることは困難という回答があったが、本提案は、保留通知書が給付の受給要件を満たすか否かを確認できるものではなく、このために保護者の負担に加え、公平な利用課題にも支障をきたしていると主張しており、本市の提案を十分ご理解いただいているものと考えている。 先日の関係府省にアテンドにおいて、厚生労働省からは「育児休業の延長が認められるのはあくまで例外に当たる場合。すなわち保育所に入所できない場合であり、その確認手段として保留通知書の提出を求める、復職の意思がないにもかかわらず申込みを行い、保留通知書を得ようとする行動は、本意望まない行動であり、延長の対象にならないことをアナウンスしていくことは、すぐできる」旨の説明があった。 労働行政を可成り立派にしての考え方を否定はしないが、育児休業の延長を希望する保護者には、育児休業延長後に復職する意思を明らかにする期間の明示した子育て支援金という考え、やむを得ず保留通知の取得を目的とした入所申込みをせざるを得ない実態があり、しかもそのような事例が多数生じている現状を十分認識していただきたい。」「そういう保護者をどのように扱うのか、内閣の事業をどのように運営するのか」という課題は、「1歳児子育てアテンにおいて「希望出生率1.8の実現」という目標を、国をあげて実現しようとしている中で、違った方向へ行く可能性があると指摘せざるを得ない。 厚生労働省におかれは、本提案の課題解決に向けて検討が必要という認識をお持ちいただいていると理解しており、早速に地方自治体との意見交換の場を設定していただきたい。	—	【埼玉県】 回答の主旨は理解できるが、支障事例に提示のとおり、実態として当初から給付金を受給する目的での保育所申込みが多発しており、一時的な把握への支障、不要な事務負担の増加などとなっているため、提案を踏まえた制度の見直しが必要であると指摘。 【川崎市】 内部の意思について、明確に確認することは困難であり、また、あえて入所しがたい特定の保育所のみを希望するなど、育児延長目的と思われる場合でも、申請があれば受理せざるを得ない状況にある。 育児休業延長措置について、制度本来の趣旨や、保留通知を外形的に判断する根拠として提出を求めることは、一定程度理解できるが、運用の現状としては形骸化していると言わざるを得ない状況と考えられる。 このことにより、自治体窓口での不要な事務負担が生じるだけでなく、保育所整備を進めるにあたり、的確な保育ニーズを把握することができないといった問題も生じているが、何れも、育児延長目的の方の入所内容として、許容することにより、既に保育を必要とする方が入所できない状況は、避けるべきと考えられる。 多くの保護者は、貴重な子どもとの時間を大切にしたいと考える一方で、仕事におけるキャリア形成など、子育てと社会参加の両立を望んでおり、また、子育てに対する考え方や家業の事情、会社都合等により、復職を希望するタイミングも多種であると考えられることから、保育所の入所の可否に関わらず、自由に育児休業期間を選択できるなど、柔軟な制度への見直しを求めたい。 【長野市】 現状では本市を含め多くの自治体で、入所に空きがなく入れない可能性が高い順を希望順として申込みにより、保留通知を容易に入所し、事実上無条件で育児休業を延長していると思われる傾向があることを鑑み、保留通知の交付に本人の申込みを必要としないというのでは、ないか、もしくは、原則1歳までの育児休業を原則2歳までに変更すれば、証明等諸要件を不要とできるのではないかと。 【松本市】 実態として、すでに復職する意思がない者からの利用申込みが母体増大の増加につながっていることに加え、不必要な利用申込みにより市町村の事務負担が増大され、国が返金に対して返している、「真に保育所への入所を望む申込者の保護における寄り添った支援の充実」の妨げになっていることを痛感していただきたい。 つまりは、育児休業の長期継続及び育児休業給付金の支給期間の延長等そのものを緩和するなど、制度の根本的な見直しを検討願いたい。 【江戸川区】 育児休業制度はワークライフバランスの観点からも非常に有意義な制度であると考えている。昨年10月から最長2歳まで延長できると制度が改正されたことに対して、も、同様の観点から評価している。 しかしながら6月1日に実施された「地方分権改革推進委員会 提案募集検討専門部会」のヒアリングでは、育児休業制度について長年労働関係ワークライフバランスという視点からの見解が述べられなかった。 本区では育児の家庭保育は児童の発達や親子の愛着形成のために重要であり、保護者の希望に応じて、子どもを保育所に入所する選択の自由を尊重し育児休業制度を保障し、家庭保育者とは積極的に連携するべきと考えている。 労働関係法制としても、児童の健全育成という観点からも、育児休業を取得しやすい環境や取得後の職場復帰がスムーズに行える体制を整え、短時間勤務や在宅勤務を進めるなど、単に育児休業の取得だけでなく、労働環境全体の取組が必須であると考ええる。 育児休業を取得し、保護者が家で育児することにより安心して育児したいところである。これを労働環境に加えることは根本的に問題がある。まして保留通知取得が目的の申請があるとは真の保育意欲の世帯が限られる。 今回の大府市の提案は、自治体の事務的負担を軽減する目的もあるものも理解している。 本区も、大府市の状況と同様であり、保留通知の取得が目的の保育所の入所申請は本来の趣旨とは異なり、許容しないものではないと考えている。 また、有識者から厚生労働省への「保留通知の取得が目的の入所申請について自治体の事務負担を減らすこと」の議論に関する意見に対し、厚生労働省側からは「認識しており、年内に回答案を示す」旨の発言があったので、その結果を注視している。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 育児休業等の延長手続に起因し、地方自治体の現場では保育所等の公平な利用調整等に多大な支障が生じており、関係府省にアテンドにおいても支障の解消に向けて対応する必要があるとの旨の旨の考えが示されたところであるが、育児休業等の延長や希望する保育所等への入所の可否は、保護者の生活に大きな影響を及ぼす重要な問題であり、支障の解消に向けて、速やかに対応していただきたい。 ○ また、制度そのものの運用の意図に当たっては、地方自治体に過度な事務負担がかかることがないようにするとともに、保護者の育児休業の機会を妨げることがないよう留意していただきたい。なお、現行では、保育が実施されないことを理由にした育児休業等の延長時には、その確認責任として保育所の存在する入所保留通知書が必須となっているが、他の資料によって保育が実施されないことを確認することもできるのではないかと。

厚生労働省 再検討要請

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
211	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	共同保育の実施可能 日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え 他の保育所等を利用している児 童も受け入れて保育を行う共同 保育について、施設実態が認め られている土曜日・日曜日、同様に 利用児童の少ないお昼・年末年 始(12月29日・1月6日以外)の月 28日、1月4日等)等に適用範 囲を拡大して欲しい。	現状、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保 育することが認められているが、その他の場合、保育所等が提供される保育は、 人所未決定された施設内で提供されるものであり、人所未決定された場所以外で保 育を提供することは認められていない。 例えば3つの施設で利用保育を行う場合、本家は各施設最低2名×3施設＝ 6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで最低2名で可能となり、この ことで保育士の負担軽減・報酬防止に一定の効果がある。しかし、土曜日と同 じく保育ニーズが少ないお昼・年末年始等は、共同保育が認められていないた め、上記の例では最低6名の職員が必要となり、保育士不足のなか効率的な配 置ができていない。また、お昼・年末年始後も施設であることと勤務する保育士 も一定数いることから、保育人材確保の支援となっている。 また、保育所等は基本的に15時頃か土曜日まで閉所する必要があるが、 保育ニーズが少ないお昼・年末年始等において、保護者の同意の上で保育協 力日等を設定して保育士の休みを確保している例がある。保育が必要な場合 は、当該保育所等に預かる必要があるが、保護者が保育所等に預かって保 育を取らざるを得ない例もある。	例えば3つの施設で共同保育を行う場合、4名の職員が休職を取れる可能 性があり、保育士の負担軽減となると。世帯世帯や定年輩の向上により、 保育士不足解消につながることから、保育利用可能な児童数の増がみこまれ、 特種児童解消に資する。 また、保護者にとっても、共同保育が可能となれば保護者が保育所等に気 を遣って休職を取らざるを得ないというような心理的な負担感が少なくなり、 利便性も向上する。	「子供連見解済」に 向けて緊急的に対応 する施設についての対 応方針について 特定施設・保育等に 要する費用の額の算 定に関する基準等の 改正に伴う実施上の 留意事項について 児童福祉施設の設 備及び運営に関する 基準 ・幼保連携型認定こ ども園の学級の編成 職員、指導及び運営 に関する基準	内閣府、厚生労働省	大阪市、兵 庫市、神戸 市、和歌山 県、鳥取県 県、鳥取県	一	仙台市、福島 県、山形市、資 料市、出雲市	○本市において、同一設置主体で、保育所・夜間保育所が隣接して立地している施設が 存在しており、土曜日の共同保育を行っているが、昼・年末年始等においては、設置団 体と隣接し、それぞれの入所児童の職員配置基準を満たすよう、態勢整備を整頓してい る。 本提案は、保育の質を低下させることなく、保育士の業務軽減が可能となり、保育士の 定着化に資するものである。 ○土曜日よりもお昼間など利用者が少ない期間において共同保育を認めること は、保育士の休職確保等の観点から有効であると考え、市内の事業者よりお昼間期 中の共同保育実施について相談を受けたこともあり、一定の効果は見込める。
221	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	児童福祉施設の用地 検査に係る効率的 な運用の見直し	児童福祉施設の用地検査につ いて、対象施設が増加している中、 限られた職員数で検査を効率的 に実施し、児童福祉施設 の質の向上を図っていたため、 は、地域の実情に応じた用地検 査の実施が必要であると考え、 そのため、例えば、過去の審査に おいて指摘がない少ない施設 や、実施状況を勘案し、施設の運 営に大きな問題がない優良施設 と認められる場合等)には、都 道府県の判断で効率的に検査を 実施できよう。実施頻度に関する 規定を見直す等運用の改善を 図られたい。 ※認可外保育施設については、 通知により効率的運用が認めら れている	「用地検査」を行うべき保育所数も増大する一方、職員の増員等の体制整備は、 審査ではなく、施設ありの審査に充てることができると期待。効率的な運用を 得るべき状況となっており、そのため、安全対策、給湯、会計処理の状況 等を適切に検査することが難しくなる恐れがある。	都道府県の判断で「用地検査」の頻度、方法を設定できるようにすれば、 児童福祉施設については、3年に1度の用地検査の実施とするあるいは「安全 対策及び給湯と会計にかかる」用地検査」を分けて隔年で行う等の効率 化により多岐にわたる時間を削減し、優良施設は認められたい施設、新設に 設置された施設等の用地検査に注力し、より徹底して行うことが可能となる。 その結果、安全確保、給湯の向上、会計処理の適正化等が実現できる。 優良施設等からすれば、用地検査を受ける間に必要となる時間・労務 が削減されるため、児童の処遇に充てる時間・労務量を増やすことができ ることとなる。 以上により、児童福祉施設全体の質の向上が図られる。	児童福祉法施行令第 38号	厚生労働省	宮城県、三 重県、山 形市、山 形市、愛知 県、日本橋 区、神奈 川市、徳島 県、松 浦市、熊本 市、沖縄県	一	青森県、秋田 市、新潟市、山 形市、愛知 県、日本橋 区、神奈 川市、徳島 県、松 浦市、熊本 市、沖縄県	○本市では、保育所・家庭型保育事業等の認可及び年1回以上の用地検査(施設審査) を行っている。対象施設・事業が増加するなか、検査で指摘が多い施設には年2回以上 の用地検査を行っているが、職員の負担が増加している。また、検査対象の施設数か ら「指摘の少ない優良施設が多い施設が、毎年一回の検査を受けることを希望すべ きではないかと」の意見も受けている。本市としても、過去の検査で指摘が少なかった施設 等には、検査項目を絞った小規模な検査を行い、検査時間の短縮を行う等、検査内容の 見直しに努めている。しかし、児童福祉法施行令第38号の「第3条に「1年に1回以上」 の用地検査が義務づけられているため、1年に1回の検査頻度は見直すことができな い。当市の重要として、各施設等の状況に応じた小規模な用地検査を行うため、児 童福祉法施行令に定められた「1年に1回」の検査頻度の見直しを図られたい。 ○本市においても新制度移行後、保育所等の施設は増加傾向にあり、現地に直接運 営状況等を確認することの重要性は認識するものの、限られた人員で全ての施設の用地 検査を行うことは難しくなっている状況にある。提案にあるとおり、過去の用地検査 において指摘問題の発生がない施設については毎年年度で2年あるいは3年に1 度の用地検査が認められる等地域の実情に応じた効率的運用が認められることは、適 切な検査を継続していくうえでも必要であるとともに、より重点的な指導を行うことが可能 になると考える。 ○本市の検査は、現在従来どおり年に1度の用地検査を行っています。施設数の増 加、職員体制の状況を考慮した上で、保育園、認定こども園については半日の検査を実 施しています。半日での用地検査では検査できる内容に限界が出てきている状況です ので、ご提案にあるように「優良施設」については、実施頻度を見直す等の対応を行うこと が必要であると考えます。 ○本市においても、認定こども園等の施設数が増加する一方で、実際に検査を行う職員 数が不足しているのが現状である。そのため、本市の現状で実施頻度の頻度、方法を 設定できるようにすれば、職員の1施設あたりの検査に充てる時間を確保することができ、 保育の質の向上に繋がると考えるため、提案に賛同するものである。 ○本市においても保育施設が増加する一方、職員の増員等用地検査体制の整備は 容易ではない。施設に対する審査が適切に行うことが難しくなる恐れがある。 ○本市においても、用地検査を行う際には、担当職員、対象施設ともに事前準備や当日 対応に多大な労力を要している。優良施設等への対応を軽減することにより、担当職 員、対象施設ともに業務の効率化が図られると考える。 ○検査対象保育所数が増加している中、限られた職員数で用地検査を行っているため、 都道府県の判断で確認検査と合わせた柔軟な対応ができれば、児童福祉法全体 の質の向上が図られる。 ○本市においても、保育所数は年々増加しており、限られた職員で毎年全保育所に対し 用地検査を行うことに苦慮している。そのため、1日2か所(午前・午後)の保育所に 用地検査を行っているが、幅広い項目を適切に検査するだけの時間が確保できないこと が課題となっている。従って、効率的・効果的な指導監督を行うよう、地域において効 率的な運用を求める意見には賛成である。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
211	お昼や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で共同保育することは、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、各市町村の判断により、実施することができるため、対応済みである。 なお、土曜日について定型的に預け入れる場合には公平価格上の減價の措置があるが、お昼や年末年始等についてはそのような措置はない。	本提案について、保育士等の勤務環境改善につながると考えており、共同保育が可能である旨を申し出ていたことは、本市国庫の報告を踏まえたというものと考えている。 ただ、お昼や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合は、各自治体の判断により共同保育が可能であるということであるが、その根拠が明らかでない。 現状のまま、土曜日以外における共同保育が認められず、朝夕等の児童が少数となる時間帯においても共同保育は可能と解釈できるのか、また、地域型保育事業の利用児童を徹底的に定数のある保育所で保育することが可能と解釈できるのか等、共同保育が可能となる範囲も明確でない。各自治体の判断で無制限に認められるのであれば、施設ごとに利用決定をし、その施設に対して給付費を支払うという、子ども子育て支援新制度の機軸が揺らぐことになるため、考え方の整理が必要ではないか。 以那本市から貴省に確認した際には、共同保育は認められないというご回答をいただいていることや、児童福祉法等の法令や厚生労働省の通知にも共同保育についての規定が確認できなかったこともあるので、共同保育が可能であることの根拠やその範囲等について通知等で明確化していただきたい。	—	【仙台市】 土曜日以外でも利用児童が少ない場合に共同保育が可能であることの根拠となる資料(通知等)をご教示いただきたい。特例無の場合は、通知やQA等により、土曜日以外でも共同保育が可能であり、減算措置も無い旨を明示していただくようお願いする。(根拠は実施できないと理解している自治体がある可能性を踏まえてのこと。このような提案は複数自治体から出されているものであり、自治体によって認識に差が出ないよう対応したい)	—	【全国知事会】 各府県からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	○ 第1次回答では、お昼や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に各自治体の判断で共同保育が実施可能であることが示されたところ。提案団体をはじめ自治体では必ずしもその旨が認識されていないため、通知等で周知・明確化していただきたい。
221	保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。 一方、指導監査の方法については、「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日児発第471号)において、「監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮し弾力的な指導監査を行うこと」としており、現行においても各自治体の判断で、弾力的な運用が可能であることから、本提案は対応済みである。	今回の回答は、監査の実施頻度についても「弾力化」の範囲であるということでありたいが確認したい。 提案団体としても、「保育の質」の確保・向上が重要であることに異論は無い。その上で、限られた人的リソースを有効に活用し、「保育の質」の確保・向上を図るためには、監査の実施回数の弾力化が必要。つまり「年」に1回の実地監査の実施を義務づけることが、重点的に監査を実施しなければならない施設(監査に時間を割くことができない等)も、むしろ「保育の質」の確保・向上を困難にする結果となるとの主張である。全ての施設に対して「年」に1回の実地監査を行わなければならない施設(「保育の質」の確保・向上が実現できないと考えるのであれば、その根拠、並びに義務づけを廃止した場合の具体的な実施事例を示していただきたい)。	—	【愛知県】 児童福祉の局長通知においては、「指導監査の方法については、(中略)弾力的な指導監査を行うこと。」とされている。 しかし、県庁の局長通知では、弾力的運用の範囲として実施の頻度まで含まれるか否かが不明確と考えられる。 実地検査を隔年で行う等の弾力的な運用が可能かも含めて、国において解釈通知又はQ&A等を発行していただきたい。	—	—	

厚生労働省 再検討要請

[illegible]

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
228	事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特設の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れられることとしており、現行制度においても対応が可能である。 また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成28厚生労働省令第61号)第45条に規定する保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。	現状、本市としては、現在利用している児童が満3歳以上になった場合の受け皿がない(連携施設)の設定ができないなどの理由でなければ「保育所型事業所内保育事業」においては、満3歳以上の児童の受け入れができないものと理解(新規受け入れや定員設定はできないと理解)している。しかしながら、県庁舎の旧館の通り、満3歳以上児にも待機児童が発生しているなどの理由により、新規の受け入れや定員設定が可能なのであれば、その後、明確にして頂きたい。 また、連携施設についても「特例措置の延長」による対応ではなく、満3歳以上の児童の受け入れを実施する保育所型事業所内保育事業所については、満3歳児以上に対する保育の継続的な提供が担保されていることから、あえて連携施設へ転園させる必要はなく、当然に連携施設は不要であると考えている。 地型型保育事業については、満3歳児未満については実質的な園児による保育の提供、満3歳児以上については集団による幼児教育等の提供が求められていることから、連携施設の設定は重要だが、保育所型事業所内保育事業所においては、集団による幼児教育等の提供も可能である。 今回の提案により ①連携施設がなくても整備できる。(経過措置を敷く) ②既存、連携施設を設定している保育所型事業所内保育事業の連携が必要となることで、他の地域を保育事業の連携施設を確保することができず。 ③保護者としても、0歳児から継続して同じ保育所に入学させることができる。 ④保育事業所として認定した事業計画が立てられる。 等のメリットはあると考えている。	—	【豊中市】 現行制度により対応可能とあるが、あくまでも「地域の事情を勘案」するなどとした限定的な取り扱いとなっている。あわせて、自治体向けFAQ【第16版】No241及び事業者向けFAQ【第7版】P50、Q101をも不可避ではないが限定的な回答となっている。これらのことから、各提案団体の支援事例による保育所型事業所内保育事業の設備等が保育所に類似していることも勘案し、保育所型事業所内保育事業における地域性について3～5歳児の設定が可能となるよう明確化されたい。 また、連携施設の設定についての二府県について、3歳未満の受け入れが可能になれば結果として受け入れ先としての連携施設の設定が不要になることから、保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置についての見直しに向けて積極的に取り組んでいただきたい。	—	【全国知事会】 保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保に係る特例措置については、子ども・子育て支援法の施行後5年の見直しの中で検討するとの回答をしているが、当該基準は「使うべき基準」であり、「使わすべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、厳し(必要な場合に限定されるべきもの)の地方が機動的な基準を定めるべき3次動向の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「使うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全面一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	＜満3歳以上の児童の受け入れについて＞ ○ そもそも家庭的保育事業等において、満3歳以上の児童の新規受け入れ・定員設定は法律上許容されているのか。許容されているのであれば、どのような場合に満3歳以上の児童の利用が許容されるのか。 ①満3歳未満からの継続利用 ②満3歳以上の児童の新規受け入れ ③満3歳以上の児童の定員の設定 のそれぞれについて明確に示さるべき。(1次にアライングのほか、国家戦略特区フーキングブループとアライング(平成28年7月11日附)における准免も踏まえて具体的に回答されたい。) ○ 1次にアライングでは、事業所内保育所を利用する児童が満3歳以上になった場合であっても一定の要件のもと引き続き利用することが可能であると説明があったが、 ・満3歳以上になるまで当該事業所を利用していなかった満3歳以上の児童を新たに受け入れることの可否 ・事業所が認可時から満3歳以上の児童の定員を設けたことの可否 については示されていないことから、地方公共団体の間で一律として満3歳以上の児童の新規受け入れはできないと捉えられている。 提案されている利用予定児童の名上の保育所型事業所内保育所には、通常の認可保育所と同様の設備・運営基準が課されていることを鑑みると、これらの対応(満3歳以上の児童の新規の受け入れ、定員の設定)も可能とすべきではないか。 ○ また、同じアライングにおいて、満3歳以上の児童の継続利用が可能な場合として、次の通り明示されたところ。 「保護者、地域外共通 ①居住する地域に保育所や認定こども園がない場合 ②保育所や認定こども園があるが定員に空きがない場合 ③保護者のみ 保護者の強い希望がある場合 これらの条件について、地域外を利用する児童であっても、保護者や関係機、保護者の希望によって満3歳以上の児童の継続利用を認めるなど、自治体の判断で柔軟に満3歳以上の児童の継続利用を可能とするべきではないか。 ＜旧園児の受け皿としての連携施設の確保について＞ ○ 満3歳以上の児童を受け入れる保育所型事業所内保育事業所については、当然、卒園後の受け皿としての連携施設を確保する必要があるため、直ちに所要の法令改正等を行うべきではないか。
230	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼児連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を掲げている。 同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の種では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。 今後、引き続き、両会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	平成31年度末に経過措置期間が終了すると、規定における員数配置ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容等より対応したい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を要む声が上がっており、延長をしなければ教育・保育の現場及び行政において多大な混乱が起きることになる。延長すれば、当然措置すべきではないか。 ○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
267	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	住居確保給付金の再支給要件の緩和	生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、従前等により就職活動がでないまま当初支給期間が終了した者が、その時に就職活動を開始し、支要件を満たした場合に再支給できるようにすることを求める。	○住居確保給付金の再支給については、生活困窮者自立支援法施行規則第16条により、障害(自己の意思に拘束すべき事由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困難に陥った場合に限り、認められている。 ○住居確保給付金の受給開始後、疾患により就職活動がでないまま当初支給期間(3ヵ月)が終了した者について、その時に疾患の治癒により就職活動を行うことが可能となり、かつ、就職を希望するため住居を確保するため必要があると認められる場合において、再支給することができない。 ○自治(当県)における有効求人倍率は全国平均を下回っており、また、保護率も全国平均を大きく上回っている。生活保護の受給開始後に経済的に自立する事例は多くなく、生活保護の受給期間に生活困窮者として自立を促していくことが重要である。 ○住居確保給付金は高い雇用就労率があり、生活困窮者の自立支援策として有効である。 【参考】 ○平成29年時点の人口千人あたりの生活保護受給者の割合(%) 全国平均16.8%、青森県23.38%、青森市30.55%	住居確保給付金の再支給要件を緩和することにより、生活保護を受ける可能性のある者の就労を支援し、自立を促進することが期待できる。	生活困窮者自立支援法第5条、生活困窮者自立支援法施行規則第16条、「住居確保給付金の支給対象者の引ききり」、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル」、「住居確保給付金の支給事例の取扱問答(問7-5)」	厚生労働省	青森市	—	大和市、福井市、福留市、西宮市、出雲市、熊本市	○住居確保給付金の再支給要件は「受給者が住居確保給付金の受給期間中又は受給期間終了後に、常用就職した後に、新たに希望された場合、(中略)再支給することができるとする。」と規定されている。 住居確保給付金の受給者が1ヵ月や3ヵ月といった派遣契約を複数回更新し、実際には1年〜2年継続勤務した後に契約満了により離職したとして、制度上は非常勤雇用であり、かつ会社都合退職(解雇)とは見なされない。そのため、受給者が離職により再び住居を失われることがあり、生活保護申請を希望しない場合であっても、金銭給付を待つ支援を実施することができない。 ○左記事例と同様の事例のほか、下記のような事例もある。事例を限定せず、再支給要件の緩和について検討を行ってほしい。 (支援事例) 夫婦で生活しており、過去に夫が受給していた。妻が失業したため、給付金の支給を希望していたが、夫が生計中心者であったため再支給の要件に該当せず、支給を断念した。他自治体より本市へ転入。転入後はパートを借りて就労をしていたが、自己都合により退職。他自治体にて受給資格あるとの申し出があり、支援を希望した。 (再支給を認めてほしい事例) 雇用期間が月以上の常用職職であった。あらかじめ契約更新がない旨確定されていた雇用を満了した結果、受給開始後、一時的な病気や就職活動がでないまま、3ヶ月の受給期間が終了。その後、体調が回復し、就職活動を再開する場合、自己都合による退職であったとしても、雇用期間の就労があり、退職後も熱心に就職活動をしたと認められる場合には、自立相談支援機関や自治体の判断で再支給の検討ができるようにしてほしい。 ※給付金利用者の中には、雇用期間の定めがない常用雇用に就いたとしても、就労定数が難しい場合もある。また、職歴の長さ等からいったんは雇用期間の定めのある常用雇用に就かざるを得ない者もいるため、給付金利用者・申請者の属性に配慮した再支給要件を再整備していただきたい。 ○本市にも同じような事例により、支給が中止され再支給できずに生活保護になったケースがある。再支給は生涯一度だけという要件について緩和を求める。住居確保給付金は、高い就職率があり、生活困窮者の自立促進を期待できる制度であるため、再支給要件の緩和を求める。 ○住居確保給付金については、該当者が少なく実績が上がらない状況が続いており、支給要件の緩和により生活困窮者の自立促進が図れると考える。
271	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	農林漁家民宿での食事提供について	農山漁村における交流人口の拡大による農林漁家所得向上、就業機会の創出と地域活性化を推進するため、農林漁家民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊客以外にも拡大する必要があると考えている。そこで、各都道府県が定める基準のもと、農林漁家民宿において宿泊客以外にも食事提供することが実施改正等により可能である事を通知などで明らかにいただきたい。	農林漁家民宿が、ビジネスとして維持・発展していくためには、宿泊客の安全確保はもとより、宿泊客以外の観光客等に対しては総土料理を中心とした食事を提供することによる定型的な収入確保が重要である。実際、規制緩和を利用して開設した事業者からは、宿泊を付けない利用(体験と食事のみなど)に関する問合せが増えており、宿泊客以外にも食事提供が可能となれば、年間利用者も増え、収入増や所得向上につながる要望があっている。 また、農山漁村には、飲食店が少ないことから、風景や自然景観を美しくしながら地域の郷土料理を食べることができないなど、観光客のニーズへの対応不足が交流人口拡大の阻害要因の一つとなっている。 現行、農林漁家民宿の宿泊客には飲食店営業許可の規制緩和の特例により、食事を提供することが可能であるが、宿泊客以外にも食事提供する場合には、当該許可施設を使用することはできず、新たに食事を提供するための専用の施設設備を整備し、飲食店営業許可を別途取得する必要がある。しかし、この場合、施設設備に対する費用が大きい。取得を決定するケースが多いことから、これまでの宿泊客への食事提供の実績等を勘差し、農林漁家民宿に対する飲食店営業許可の更なる規制緩和が求められる。	・農山漁村における交流人口の拡大と観光消費額の増加 ・宿泊客以外の観光客等に対しては総土料理を主とする食事を提供することによる農林漁家民宿の収入確保	平成17年7月21日付け厚生労働省「農林漁家民宿等による農林漁家民宿の取扱いについて」	厚生労働省	山形県	平成17年7月21日付け食安監発第072(002)号厚生労働省農林食品局食品安全部監視課食安課発通知	徳島県	—

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）
		見解	補足資料	見解	補足資料		
267	住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又は失う恐れがある方に対し、求職活動等の費用を満たす場合に賃貸住宅の家賃相当額を一定期間を支給するものである。 今回のケースのように、支給期間中の傷病等により、求職活動が出来ないような状況になった場合、当初期間中は給付金の支給は可能であるが、当初3ヶ月の支給終了時点において、延長の要件（求職活動等）を満たさないため、引き続いての支給は出来ない。 また、再支給については、使用人（事業者側）の都合で職を失った方を救済する目的で設けられた規定（支給事務の取組指針等附一―1）であり、常用就職した後に雇用主側の事情等により解雇された場合が対象とされており、傷病等が癒えたということだけをもって再支給の対象とはならない。 本給付金は、あくまで、原則3ヶ月という期間付きの給付金であり、その後の延長等は支給決定時から約束されているものではないこと、また、支給決定時は「離職等により経済的に困窮し住居喪失のおそれがあったが、傷病等により住居確保給付金を受給していなかった期間も含め、他の手当等の支給を受けることなどにより、回復後に離職等による困窮状態が続いているとは必ずしも言えないことなどから、再支給の要件緩和は困難である。 雇用期間中、回復後の支援も含めた、再支給支援について、自立相談支援機関など関係機関と連携しながら必要な支援を提供してまいりたい。	○当該給付金の再支給については、常用就職後、雇用主側の都合により解雇された場合のみ対象となっている。 今回の提案は、傷病が本人の意思に関わらず発生するものであることから、収入要件等を満たし、求職活動を再開した場合は、再支給を認めてよいものとする。 なお、他の手当等の支給を受けることにより必ずしも困窮状態が続いているとは言えないとのことであるが、他の手当等の支給を受けても、なお支給要件を満たす生活困窮者を対象として再支給の要件緩和を求めるものである。 ○生活困窮者においては、様々な事例があるため、一律に再支給の要件緩和が困難であると結論付けるのではなく、詳細の把握に努めていただいた上で再検討をお願いしたい。 また、既に（再支給要件の緩和ができない場合であっても、第1次回答でも認められている「傷病期間中、回復後の支援も含めた、再支給支援について、自立相談支援機関など関係機関と連携しながら必要な支援を提供することについて早期に検討していただき、その際には、本市及び追加共同提案団体の主張をも考慮した支援内容となるようお願いしたい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	
271	御提案いただいたケースのように、営業者が農林漁業体験民宿を営む農林漁業者であっても、不特定又は多数の者に反復継続して食事を提供する場合は、その他の飲食店と同様に取り扱われるべきと考える。	通常の飲食店と同様に取り扱うとする場合、飲食店営業許可を別途取得し、新たに食事を提供するための専用の施設設備を整備する必要があり、農林漁業民宿営業者にとっては負担が大きいため、新たな事業を断念するケースが多いことから、農林漁業民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外に拡大する必要があると考えている。 そこで、各都道府県が定める基準のもと、例えば、宿泊者に対する現行の特例と同様の考え方、提供する食事数や宿泊者定員までとするなど、認定要件を付したうえで、農林漁業民宿において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能である旨を通知などで明らかにしていただきたい。	--	--	--		

厚生労働省 再検討要請

提案区分			提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
管理 番号	区分	分野									団体名	支援事例
274	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等 による連携施設の確 充	1 連携施設の確保における「保 育所」の定数に以下を加え、要件 を緩和すること。 ① 認証保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2 代替保育の連携施設の確保 を求めないとする場合(事業実施 場所において代替保育が提供さ れる場合)の要件や運用上の取 扱いを具体化、明確化すること。	1 現在、連携施設の対象として「保育所」は、国の施行通知において「認可 保育所」に限るとされている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、 国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることに より、保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考 えられる。 2 代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準の一部改正(平成30年4月27日付)により、「連携施設の確保の 例外」として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所内で代替保育が提 供される場合、「事業設備を動員して小規模保育事業A型事業者と同等の能力 を有すると市町村が認める等」を適切に確保することにより、代替保育の連携 施設の確保を求めないとして基準が緩和されたことである。 現状、区市町村では、「小規模保育事業A型事業者と同等の能力を有する と市町村が認める等」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上 の取扱いを具体的に明確にすることで、家庭的保育事業等における保育 の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができ る。 ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助委員 ② 職員の数・休憩等に加え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自 社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設 として認めることが可能か)	〇保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考 えられる。 〇家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外 規定の適切な運用を図ることができる。	児童福祉法第34条の 19第1項および第2 項、家庭的保育事業 等の設備及び運営に 関する基準第6条、家 庭的保育事業等の設 備及び運営に関する 基準の運用上の取り 扱いについて(雇外発 0905第2号)、埼玉県 家庭的保育事業等の 設備および運営の基 準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	—	徳岡市、神戸市	〇連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。
275	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等 による連携施設の確 保について、経過措 置期間の延長	家庭的保育事業者等による連携 施設の確保について、経過措置 期間を延長すること。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業 事業者は、「①保育内容の充実、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の安定」 にかかる連携協力を行う施設(以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付 けられている。 本規定については、平成32年3月31日までの経過措置が設けられており、各 区市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な関与・調整を 図っていることである。 しかし、特に「卒園後の受け皿」では、連携候補先の大半を占める保育所お よび認定こども園の利用調整も市町村において実施しているため、家庭的保 育事業者等が自ら確保できる施設が限られている。また、③歳児において認可 保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況により、 全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することが できず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービス の低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長も必要である。	経過措置期間の延長に伴い、③歳児の定員増等について、長期的な視点に より待機児童対策に取り組み、受け皿の確保を進めることが可能となる。	児童福祉法第34条の 16第1項および第2 項、家庭的保育事業 等の設備及び運営に 関する基準第6条、練 根区家庭的保育事業 等の設備および運営 の基準に関する条例 第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	—	徳岡市、仙台市、 須賀川市、神奈川 県、豊田市、豊田 市、大阪市、神 戸市、西宮市、 倉敷市、沖縄 県、那覇市	〇本市においても4歳園後の受け皿確保に關し、連携施設確保に向けた支援を継続して 行っているが、連携先である保育所等における設備基準や保育士不足等の課題で新た に3歳児の受け入れが困難となっている。そのため連携協力を行う必要がある3つすべての 指定候補が困難である状況が続いている。上記の状況に鑑み、平成32年3月31日まで となっている経過措置期間の延長を希望する。 〇経過措置終了までに連携施設が確保できず、一部認可取消となれば、当該事業所取 用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取 組にも大きな支障となる。 〇本市においては民間保育事業者等が連携施設になることの負担が大きいため、民間 保育事業者等が連携施設となっている施設が少なく、大半が従前の公立保育所を連携施設 として設定している。しかし待機児童数が増加しており、定員の空き枠がないため、「卒 園後の受け皿」としての機能が果たされていないのが実情である。 〇3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。 〇経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置 終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。 〇市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、 卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、 確保が容易に近づきつつあるなど、期間までに設定が完了しなくなりリスクもあるため、経過 措置の延長を求める。 〇本県(政令・中核市を除く)における連携施設の成立率は、県・市町村の協賛補助による 支援の効果もあり、平成28年度38.0%、平成29年度49.4%と徐々に上昇している。し かし、経過措置終了までに100%を達成することは、小規模保育所が年々増加していること もあり大変困難な実情である。一方で、卒後の受け皿を確保し、3歳児以降、スムーズに 保育所等につなげていくことも大変重要であることから、連携施設の設定だけでなく、 市町村の利用調整の際に特別優待を設けると、他の制度の活用も必要と考えらる。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
274	(11について) 保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えられており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。 家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会を提供するなど保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的存在を担い、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えられており、連携施設の確保先を緩和するという本件提案に対応することはできない。 (12について) ご指摘の小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者については、事業継続や経営を考慮し、当該事業所から保育士を派遣するにあたって、当該事業所の本来の業務に支障が出ず、適切な業務を遂行できる事業者を想定しており、対応済みである。	(11について) ○連携施設の確保に当たり、保育の質を担保していくことの重要性は認識している。 ○3つの項目のうち「保育内容の支援」を担う連携施設は、引き続き、認可保育所を中心に確保すべきである。 ○一方で「卒園後の受け皿」としての連携施設の確保に向けては、区市町村としての取り組みとして、卒園先を受け入れるための連携施設の対象を増やす必要がある。しかし、幼稚園・認定こども園との連携も進めているが、保護者のニーズや希望に沿った受け皿にはなりにくい。現状では、認可保育所の整備以外の選択肢がない。 ○卒園後の受け皿」としての連携施設は、1対1ではなく、1つの家庭的保育事業者が複数の施設を確保することも可能。本提案の連携施設については保育の質も十分担保されていると考えられているため、認可保育所を中心に確保を図りつつ、第2・第3の連携先として、本件による拡充は認めることができない。 ○代替保育」が地方分権改革推進により要件が緩和されたことと同様に、「卒園後の受け皿」にかかる連携施設に属して拡充することも可能ではないか。 ○卒園後の受け皿」の確保において、連携施設の対象の拡充は、3歳以降も保護者が安心して働けることができる環境の整備という趣旨であり、保護者の安心にもつながるものではないか。 ○なお、概行の基準(要件)では、3つの項目を一律的に満たし、対象施設も共通である。しかし、それぞれの施設が異なるため、3つの項目ごとに、対象とすることができる施設を定めるよう検討してはどうか。	--	--	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえつつ、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全額一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	＜卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について＞ ○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましい。ため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認証保育所等)、企業主導型保育施設、特設小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当該保育の質は担保されているものと考えられるべきではないか。 ○ 平成28年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。 ＜連携施設に関する経過措置の延長について＞ ○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わずに、事業認可の取組に伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に振り回すためには、当然に延長されるべきではないか。 ○ 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するの旨の旨を示すべきではないか。	
275	家庭的保育事業者等の設置及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第81号)附則第3条に規定する特別措置の延長については、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。	○経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見通しを立てる上で重要な問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではない。 ○経過措置期間の延長を求めらるにあり、主たる支援事例は、市町村が積極的な関与・役割を果たしているにも関わらず、「卒園後の受け皿」の確保が困難なことである。見直しの検討にあたっては、市町村の実態を踏まえていただきたい。	--	【神奈川県】 国において見直しの検討をされているところと思うが、見直しの方向性及び検討結果について早急に表示していただきたい。一方で、認可取消しとなる場合や、制度改正をされる場合、子どもの預け先等の調整等は容易ではないため、十分な準備期間を設定していただきたい。	--	【全国知事会】 家庭的保育事業者等による連携施設の確保及びその経過措置については「従うべき基準」とされており、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえつつ、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全額一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	＜卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について＞ ○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましい。ため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認証保育所等)、企業主導型保育施設、特設小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当該保育の質は担保されているものと考えられるべきではないか。 ○ 平成28年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。 ＜連携施設に関する経過措置の延長について＞ ○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わずに、事業認可の取組に伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に振り回すためには、当然に延長されるべきではないか。 ○ 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するの旨の旨を示すべきではないか。

厚生労働省 再検討要請

[illegible]

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
276	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日(開会)した子ども・子育て全国において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 同会議は、認定こども園園長、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場で、本特例を延長して欲しい等の意見が述べられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念 ●経過措置期間がどのまま経過していった場合、両方の免許・資格を有しない保育教諭は制度基準上の有資格者として算入できなくなるため、施設としては園児の保育定員を減らさざるを得ない状況になる。そうならば、新規児童の受け入れが困難になるばかりでなく、場合によっては園児退園等も必要になることから、広域域を単位に影響を及ぼすことが考えられる。また、市町村においては施設数増等により定員増を図っている中で、本経過措置終了による定員減に伴い、市町村として教育の需要を賄いきつる可能性があることも明らか。その政策の転換点も明らかになるから、施設によっては両方の資格を持っていない保育教諭の処遇(後援や資金援助など)することにも懸念される。 ○施設団体からも実現を求める声 本件については、自治体だけでなく、教育・保育の業界からも延長を求める声が強出されており、内閣府なども、子育て全国の議事録や資料を参照しても、経過措置を延長させなければ多大な支障が生じるとは自明である。 ○大分県の実情 大分県では、保育園等とも連携し、幼児更新講習を受講できるよう養成校等に新たな開講を働きかけているが、これ以上の受講定員増は大変厳しい状況にある。現行の幼児教育・保育体制を維持するにあたり、未受講者に対し1年度中に他県や他府県での受講を希望する旨に伝えるなどの対応を講ずるが、早期に経過措置の延長が認められれば、両資格保有に合わせた計画的な対応が可能となるため、速やかに延長する旨を公にしていただきたい。 ○現在保育士の活用も困難 また、経過措置の延長が早期に決定されれば、現在動員している保育教諭の救済だけでなく、潜在保育士に対して3年度以降の更新講習の受講機会が確保されることから、施設としても未受講の潜在保育士の採用を躊躇する要因が当面なくなり、潜在保育士を組織力として活用することが可能になる。 ○施設団体提案の実現も 加えて、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格しか有していない保育教諭の特例措置についても、保育(管理番号14号)や山梨県(管理番号20号)が指摘しているように今後実現が生じ得る状況である。本件と併せて適切な措置を講じ、保育教諭の就業しやすい環境を確保していただきたい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「今後、引き続き、子ども・子育て全国において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格特例に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て全国においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当該措置すべきではない。 ○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではない。
278	放課後児童支援員は、その必要とされる専門性に鑑み、保育士や教員等の有資格者又は実務経験がある方になっていただくことが必要であると考えている。 一方で、支障事例のような事態が生じることもあり得ており、経過措置期間経過後の放課後児童支援員研修のあり方を考える際に、こうした問題への対応策もあわせて検討していくこととした。	○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念 ●経過措置期間がこのまま経過していった場合、各自治体において資格取得者の十分な確保ができにくいところも多く、放課後児童クラブの利用率が年々高まっている中で、本年度以降の放課後児童クラブの運営に支障を生じ「施設によっては閉鎖せざるを得なくなるリスクも発生する」との現場の声もある。」、更なる待機児童の増大につながる恐れがある。 ○市町村・現場からも実現を求める声 埼玉県内の各市町村からも、認定資格研修そのものの受講要件を満たす資格者の確保に苦慮しており2半時間の移動時間を確保するために実質的には3年程度の期間を要しているとの指摘や、自身の専門性を高めたい、修得する機会をほしいという職員からの声。実務経験年数の要件がネックとなり結果的に認定資格研修を受講する前に転職していく事例等もあり、「実務経験年数」の要件を緩む声が多く寄せられている。 ○まとめ 必要な実務経験年数については、質・安全の確保を前提として、地域の実情に応じた年数に設定できるよう検討すべきである。そもそも「児童福祉事業に2年以上従事した者」の「児童福祉事業」にも様々な種類があり、事業種別や労働条件を考慮せずに、一律に2年の実務経験を課すのには無効があるのではないか。各自治体にとって放課後児童支援員の確保については、待機児童問題を考える上でも喫緊の課題となっていることから、少なくとも本年度の各自治体の予算要求時期に合うよう、今年中を目途に早急な検討を願いたい。	--	--	--	【全国知事会】 放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」については、多くの地方自治体から支援があるとの意見があることから、経過措置期間の経過待たずに、早急に見直すことを求める。 「従うべき基準」については、条項の内容を具体的に提案するものであり、前が認定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨や平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月26日閣議決定)を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切り下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の取組の阻害ではなく、国が全統一に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○ 本年5月に開催した第71回提案募集検討専門部会及び6月に開催した関係府省ヒアリングにおいて、貴会からは、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」のあり方について、現行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、どのような方向性で見直しを考えられるかについて、検討する時間を頂きたいとの考え方が述べられたところであるが、平成28年に閣議決定された対応方針の内容を十分に尊重した上で、個別の要件緩和にとどまらず、地方公共団体側の納得が得られるような「従うべき基準」の参酌化を検討するべきではない。

厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府所	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
279	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	要保護状態にある外国人が関与する国の事務等に對する、保護制度適用の権限の廃止	○保護状態にある外国人からの保護申請書の提出に際しては、審査を受けた国は、その外国人が関与する国の領事館等に對し、必要な保護又は保護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知している。これまで確認した全ての国が、保護措置は無いとの回答である。また、定期的に審査を行っても未回答の国があり、確認事項自体が形骸化しているため、当該事務の廃止を求めるもの。	○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書の提出に際しては、審査を受けた国は、その外国人が関与する国の領事館等に對し、必要な保護又は保護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知している。これまで確認した全ての国が、保護措置は無いとの回答である。また、定期的に審査を行っても未回答の国があり、確認事項自体が形骸化しているため、当該事務の廃止を求めるもの。	○事務負担等の軽減 事務を廃止することにより、福祉事務所及び県庁内における業務の効率化及び郵送料の軽減に繋がる。 ○事務処理の迅速化 外国人についても、生活保護法に準じ処理することが求められる。領事館等の回答を待つこともなく、現行法令等調査終了後、速やかに保護決定が可能となり、事務処理の迅速化に繋がる。	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和20年5月8日厚生省社会局長通知 昭1(3)(4))	厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	宮城県、ひたちなか市、所沢市、千葉県、大田市、新潟市、浜松市、茨城県、堺市、香川県、熊本市	○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書を審査し、必要に応じて、審査を受けた領事館は、その外国人が関与する国の領事館等に對し、必要な保護又は保護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知している。これまで確認した全ての国が、保護措置は無いとの回答である。また、定期的に審査を行っても未回答の国があり、確認事項自体が形骸化しているため、当該事務の廃止を求めるもの。 ○外国人についても、生活保護法に準じ迅速な処理をすることが求められているため、要保護状態の外国人の申請を迅速な処理に報告し、その属する国の代表館若しくは領事館等の回答を待って保護を決定した事例はない。 ○領事館等に對し確認を行っても保護措置がなく、事務を廃止することにより福祉事務所及び県庁内における業務負担の軽減に繋がる。 ○国によっては、回答までかなりの時間を要し、保護決定までの期間に影響を与えている。 また、本市でも、回答があった全ての国で保護措置は無しであり、国数は形骸化している。 ○県においても、年間数件ではあるが、当該事務を実施している。過去10年間において、保護措置があるとの回答は無い。事務が形骸化してあり、廃止にすべきだと考える。 ○本市においては特定の国籍の外国人からの保護申請が多く、領事館等に對する確認が既に形骸化している状況。 ○本市では年間回数は少ないが、照会する国がほぼ同一であるため、対応が徐々によって異なるものではないと、認識しており機制的照会になっているのが現実である。
281	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士登録の取消しに依る本人通知に関する事務の運用改善	○保育士登録の取消しに關して、監督等に所在が不明である場合には、法務局を通じて本人に通知できるようにするなど運用を改善された。	県内では、実刑判決を受けた保育士がおり、県として保育士登録を取り消す手続きを進めたが、当該保育士が収監されたため、登録取消しの通知の送付先が不明であった。 収監先については法務局に問い合わせたところ、「法的な調査に基づき照会しなければ回答できない」とのこと。 そこで、公法送達による通知の運用について、県庁等へ問い合わせたが、不利な地域であることから、適用については慎重に検討されたいとの趣旨の回答があった。 また、保育士登録証の返納も求めることができないため、公法送達による通知に返らなかったところである。 現状、都道府県は、本県時である市町村への犯罪照会により対象者の居住所を把握することはできるが、収監された場合については、その収監先を把握することが困難であり、都道府県における登録取消しの本人への通知という法的義務を果たすにあたって実態となっている。	法に定める保育士の要件を満たさなくなった者に対する取消し事務から登録証の返納に至るまでの事務を簡便に進めることができるようになる。 取消し処分を受けた者から復業に登録証を返納させることは、本来その責務を持たないものが復業の権利にあたることでよりリスクを回避することにもつながり、住民の安全・安心につながる。	児童福祉法、児童福祉法施行規則	法務省、厚生労働省	九州地方知事会、日本自治体のための政策世代広聴部会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	山形市、松浦市	—
291	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定医療医療費助成制度の自己負担上限額管理制度の廃止	自己負担上限額管理制度は、管理費を支払う都道府県はもとより、管理費を支払う市町村、管理費の記載を行う医療機関において多大な事務負担となっており、記載漏れや記載誤りの発生しやすい制度となっている。従来、特定色治療費助成事業の制度のように(医療機関ごとに上限額を管理する制度(レフト単位での管理))にすることで、各医療機関の会計ソフト・コンピュータ上の管理に对应でき、医療機関等の負担や記録誤りを防止することになる。	自己負担上限額管理制度(受給者ごとに1か月の自己負担額の上限を設ける制度)は複数の医療機関を利用する場合を想定して、受給者とともに交付された自己負担上限額管理票により、各医療機関において、診療ごとに医療費を記載することとなっている。 このことは、管理費を支払う側のみなならず、管理費を付する患者、管理費の記載を行う医療機関においても多大な負担を強いられているとともに、記載漏れや記載誤りなども発生するものもある。 例えば、従来の特定色治療費助成事業の制度のように、医療機関ごとに上限額を管理する制度(レフト単位での管理)にすることで、各医療機関の会計ソフト・コンピュータ上の管理に对应でき、医療機関等の負担や記録誤りを防止することになる。	制度を運営する都道府県、医療機関、患者の負担軽減となる。	医療の患者に対する医療費に関する法律第1条	厚生労働省	香川県	—	群馬県	○本県においても、自己負担上限額管理制度は、患者、医療機関及び県の負担は、大きくない。自己負担管理を医療機関で完結できる制度の構築が望ましい。 ○自己負担上限額管理制度は、医療機関に大きな負担となっており、記載漏れや記載誤りが発生し、記載方法が複雑で行政への問合せも多い。 しかしながら、医療機関ごとに自己負担上限額を設定した場合は、複数医療機関を診察される受給者の自己負担額が増え、現行制度より対応が難しくなる可能性がある。 また、複数医療機関の医療費合算が自己負担上限額を超えた場合、療養費申請で対応する必要がある場合、療養費申請の手続きを行うために、申請者、医療機関及び行政の負担が増える可能性がある。 ○自己負担上限額管理費記載せず、記載漏れにより、上限額が適切に管理されず、償還しや医療機関間による誤差が生じる可能性がある。現行制度のあり方は従来の各地があると考えられるが、提案内容のように医療機関別に上限額を設定するした場合、医療機関としては業務負担軽減となると思われるが、郵送料にまでなる多量な郵外地方による誤判等、レフトが複数枚に渡る患者に対してそれぞれ自己負担上限額を設定することは、患者自身の経済的負担につながると懸念される。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
279	日本人と同様に日本国内で制限なく活動できる在留資格を有し、適法に日本に滞在する永住、定住等の在留資格を有する外国人については、「生活に困難を有する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年8月8日社発第382号厚生省社会局長通知、以下昭和29年通知という。)」に基づき、行政措置として生活保護の決定意思の取扱いに準じて保護を行っている。この趣旨は、生活保護法の責任が第一義的にはその者の属する国家が負うべきことの方針を基本としつつも、 1.昭和32年10月の生活保護法にかえて現在の生活保護法が制定された際、日本国憲法第25条に規定する堪えに基づく生活保護法に基づき受給権を有する者を日本国民に限定したこと、 から、それまで、旧生活保護法に基づき生活保護を受給していた外国人が適用対象ではなくなつたものの、当時、既に生活保護を受けている外国人が少なからず存在したことが、 また、昭和27年のいわゆるサンフランシスコ平和条約の発効に伴い、在日韓国・朝鮮人等は、日本国籍を離脱することになったが、当時生活保護を受けていた者に対して直ちに保護を廃止することは、人道問題があったこと 等を踏まえて、譲り渡したものである。 その後、昭和37年に難民の地位に関する条約が効力したが、同条約において難民に対する公的扶助は、自国民に与える待遇と同一の待遇を有することが締約国の義務とされているところ、難民に対する保護の措置にこの昭和29年通知により行われることとされ、今日に至っている。 このため、外国人から保護の申請があり、保護の実施機関が、当該外国人が要保護状態であると認めた場合には、申請書等の写し等の書類を添えて都道府県知事に報告し、都道府県知事は、当該保護費が、その属する国の代表者若しくは領事館又はそれらの特許による団体から必要な保護を受けるといふことができるかどうかを確認し、その結果を保護の実施機関に通知することとしている。(局長通知1)(3)(4) すなわち、この趣旨の手続は、生活保護の責任が第一義的にはその者の属する国家が負うべきであるところ、その可否を確認するものであり、行政措置として外国人に生活保護の決定を行う前提となる重要な手続である。 したがって、当該事例については必要な事務であり引き続き行っていたべきであると考えている。	生活保護の責任が、第一義的にはその者の属する国家が行うべきであるため、生活保護を申請した外国人が属する国連加盟国に対しては必要な保護又は援助を受けることができるかどうかを確認することの重要性は理解している。しかし、繰り返し述べるが、熊本県(追加共同提案団体の一部を含む)がこれまで提出した「提案書」においては、保護又は援助をする旨を留めし国は無く、また難民に対しては、本府省の国連加盟国である状況とされている。 さらに、配付記事(2014年10月30日19時59分配信、産経WEST)によれば、熊本県の実施の福祉事務所でも、事案の発覚が明らかになった。また、各府県が「保護又は援助の制度が無い」との回答ばかりであり、一度熊本県は、保護費等にに対し、外国人から保護申請がある度に開会を行うことは非効率である。さらに、同じ国の領事館に対して、別の都道府県からも同じ開会が行われ、本県と同じ問題を待っていることを考えると、その非効率性は顕在化している。 配付記事の厚生労働省担当(当時)も本府省会事案について課題を感じ検討の必要性を認識していたが、その後開会会事案に賛否が分かれた状況である。 よって、熊本県事務の移転化、非効率性に鑑み、あらためて熊本県事務の廃止または見直しをご検討いただきたい。なお、見直しの方向性としては、当該事務の実施の判断を都道府県に委ねるのではなく、都道府県における当該事務を廃止し、国において定期的に一括してその国に属する外国人から生活保護申請があった場合には保護又は援助をできるかを確認し、外国人に対する生活保護を行うにあたり必要と思われる生活保護又は援助の実施の有無などの情報を提供されるようお願いする。	有	【千葉県】 本県の国連のとおり制度論は従来から承知しているが、開会に対する対応は未回答がほとんど、あとは保護措置なし、日本政府を経由して開会せよといった内容であり、現実としては本府省は形勢化していることから、保護決定の迅速化、実施機関における事務負担の軽減の観点から見直しが必要と考える。 【宮城県】 外国人を保護するにあたり、領事館へ必要保護を受けられるか開会し確認することについては必要であることは理解しているが、過去の開会において、国として保護や支援する制度等がない回答を得ている国に対しての必要性に疑問がある。	—	【全国知事会】 一面の事務を担う領事館等に対し、各地方自治体それぞれ開会することは非効率的であり、また、国対国の関係性においても、国が調査確認等を行い、各地方自治体へ情報提供を行えば足りることから、外国領事館等に対する確認事務は国において行うべきである。	
281	児童福祉法第18条の9(5)に規定する欠格事由(以下「欠格事由」という。)に該当することとなった者の養育士登録の取消しに関する事項については、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第26号)において、施設等からの報告により、養育士(国家公務員特別区福祉(平成25年法律第107号)第12条の5に規定する国家公務員特別区職員及び養育士を含む。以下同じ。)が欠格事由に該当するおそれがあるか認めるとは、関係地方公共団体等に情報の提供を求めるとにより、その該当の有無を確認する仕組みを設けた。 当該規定に基づき、都道府県知事は、報告の対象となった養育士、当該養育士の家族、当該養育士の勤務する施設等を運営する事業者、当該施設等の市町村等に対し、情報提供を求めるとともに、報告があった事業者の保有情報により、その保有情報の状況の把握に努めた上で、当該養育士が欠格事由に該当するおそれがあると認めたとした場合、適宜、当該養育士の本籍地の市町村に対し、養育士の犯罪の経歴に関する情報の開示を行い、欠格事由の該当の有無を確認できるところとなった。 上記により、当該養育士が欠格事由に該当していることが確認できた場合において、養育士がいずれかの刑罰施設に収容されていることが判明し、取消先の施設が不明であったことにより、児童福祉法施行規則6条の3第1項(第1項)に基づく登録取消しの通知ができないときは、当該都道府県知事は、法務省矯正局に文書で開会することにより、取消先の施設を把握することができると考えられている。	貴省御回答のあり、都道府県文書での開会に対し、取消先の施設を把握することができれば提案の趣旨にかなうものとなる。 しかし、昨年度本県が法務省矯正局福岡矯正管区へ問い合わせ、案内された開会先である府中刑務所管理区に文書で開会を行った際には、法務省に基く調査権を有していないことを理由に取消先の施設についての開会を得られなかったこと、また上記省令及びその施行に係る技術的制約である「養育士登録の取消しに関する事項について(平成30年3月20日付庁発第230第5号)」においても、貴省御回答の見解が明記されておらず、今回支障事例と同様の事例が発生した際に、関係部署において見解が共有されていないことに伴う混乱が懸念されることである。 このため、改めて貴省御回答に基づき法務省の助言を明文でお示しいただくよう要望する。	—	—	—	—	
291	ご提案のように、医療機関ごとに上級職を管理する場合、当該医療機関は、他の医療機関において患者が支払った医療費が把握できないため、患者は、複数の医療機関の自己負担額の合計がご提案に達していたらという理由で当該医療機関において自己負担上級職となることで医療費を支払い窓口負担することが生じる可能性があり、後日、償還されたとしても一時的に窓口負担が増えることが想定されることから、かえって、患者の利便性の低下につながるおそれがある。そのため、ご提案の医療機関ごとに上級職を管理する制度の適用については実施困難である。	本県の提案は、従来の特定疾患治療研究事業の制度のように医療機関ごとに上級職を管理することで完結することを想定しており、厚生労働省の回答のような医療機関ごとに上級職を適用した後、さらに患者ごとに上級職を適用する制度を想定しているものではない。 本提案は、群馬県の見解でもあるように、患者によっては負担額になる場合もあり、自己負担額の法定については検討を要するが、抜本的な制度改正時期等において検討していただくべき提案としたものである。	—	—	—	—	

厚生労働省 再検討要請

提案区分			提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
管理 番号	区分	分野									団体名	支援事例
297	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではなかったため、保険者と照送によるやり取りしなければならない。また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けることができ、これまでのように関連払いによる払い戻しの手続きが不要になり、関連払いによる給付を減らすことが可能となると、患者や家族の利便性の向上につながる。	・健康保険法施行規則第26条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の2第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・情報の利用に関する医療等に関する法律第4条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び第22条の9の項及び119の項	内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市	—	秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都府、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市	○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。 事務手続の負担に比較し、公費負担の削減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討したい。 明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で「所得区分」を収集可能としていただきたい。 ○本県では、他に90の国、都道府県のやり取りをしている。 特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。 ○保険者への所得区分の照会では、照会による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。 所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。 ○本市においても、申請書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。 照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によっては所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。 ○両市の支援事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への照会の事務と年度ごと所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行まで時間を要している。 ○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や関連払い等の手続き等の負担を強いいる現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。 ○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではなかったため、保険者と照送によるやり取りしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行まで時間を要している一因となっている。 ○現在、所得区分(適用区分)は保険者に照送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、通正化につながる。 しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従前から要望しているもの。 ○高額療養費の限度額適用区分(所得区分)の照送での照会には週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。 ○所得区分の記載は、保険者と民間によるやり取りであり、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。	
306	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	「次世代育成支援対策実施費交付金」の簡素化	○次世代育成支援対策実施費交付金に係る厚生労働省との協議・申請段階において、受給区分が大幅な増減又は追加が医療機関事務の交付基準である。公的機関(都道府県又は市町村)の建築費等の見積もりと、民間工事費見積書とを比較し、いずれか最も低い方の価格を基準とするとしている要件について、民間工事費見積書2社の見積もりを廃止すること。	○市有施設の変換にかかる補助金・交付金の申請において、民間事業者の見積もり徴収を要件とする事例は極めてまれであり、またその内、民間見積価格を採用した例もほとんどないことから、必須とは考えられない見積もりを徴収している。 ○また、民間事業者の見積もりを徴収する場合、入札前に公共工事の内訳(内訳)については、詳細な内容提供が必要で一般民間業者に提供することとなる。 ○当該交付金に係る年度毎に提出される協議開始の通知から協議書提出までの期間が短いことから、短期間での見積もりを民間業者に依頼することになり、対応できる業者選定に努力を要するとともに、民間業者に対しても負担を強いっている。	○民間業者の見積もりを廃止することにより、入札前の事前情報提供が不要となり、公平性の確保が図られる。 ○協議・申請に係る手続きの簡素化が図られる。	次世代育成支援対策実施費交付金交付金要綱 5、別表1-2、別表1-3、次世代育成支援対策実施費交付金交付金要綱の取扱いについて 3(2)	厚生労働省	指定都市市長会	—	山形市、和歌山市、北九州市	○平成29年度の次世代育成支援対策実施費交付金において大規模修繕の補助協議を行ったが、民間2社の見積もりが必要であったため、業務を発生するわけではなかった。民間業者に無理を言って見積書の提出をお願いし、負担を強いることとなった。本年より、市費や入札までに事前に民間業者に見積書を徴収することなく、入札により業者が決定されることから、公的機関の見積もりで問題ないと考えた。 ○補助金の申請に係る見積もりを廃止し、入札前の情報提供を行うことで、入札時に不公平が生じる。 ○公平性を考え民間事業者からの見積もりが取得できず、工事のスケジュールから交付金の協議を先延ばし実情あり。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
297	【内閣府、総務省】 まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における所得区分に関する情報のマイナナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある。その必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】 本邦の所得区分の整理は、認定を受けようとする者(申請者)が家族機関(報道府県等)を経由して保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けて保険者が所得区分の判定を行うものである。 そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係府県庁で連携して検討していく。	本市としては、銀行の保険者照会の手続きについては、これまで回覧してきたとおり、多くの問題点があり、これを解消することが喫緊の課題であると認識していることから、検討に要する時間について期限を設定するなど、スピード感をもって対応していただくことにも、実施について前向きな対応をお願いしたい。	—	—	—	【全国知事会】 マイナナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報は(労災保険給付)に関する情報とのマイナナンバーによる情報連携を求めていること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナナンバーの情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(事務制度担当室)及び厚生労働省において、 ・ 提案団体が生活保護の不正支給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とのマイナナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金滞納処置のため、既にマイナナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者との重複者から導き出される効果の推計とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 生活保護申請手続時において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方法を検討すべきではないか。 【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナナンバーによる情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(事務制度担当室)及び厚生労働省において、 ・ 指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナナンバーによる情報連携を行っている補償保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報とマイナナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定療養費の給付者数から導き出される本提案の効果の推計とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報とマイナナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 提案団体が示す支援事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。
308	次世代育成支援対策実施費交付金における大規模修繕又は施設対策強化整備事業の交付金の算定について、公約期間の見積もりが適正な金額であるか否かを確認する必要があることから、当該見積もりと民間事業者の見積もりとの比較は必須である。 また、次世代育成支援対策実施費交付金においては、地方自治体が策定した数値計画に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業を交付の対象としているところ、対象施設の数値計画の策定は整備交付金の協議開始の通知をもって行われるものではなく、それ以前より地方自治体において策定されているものと思慮され、見積もりが必要であることは事前に把握し得るため、民間事業者見積もりを依頼する期間が短期間になるとは考えられない。 今後とも、協議にかかる事務の手順については各自治体に対し、周知してまいります。	公約期間の見積もりは、設計業務委託を受託した設計事務所による現地調査を含めた詳細な調査・検討結果による実施設計に基づいて積算されており、金額の適正性に関しては担保されている。 また、民間見積もりを徴収する場合、入札前の情報提供により、公共工事における公平性の担保を阻害する懸念がある。 交付金の算定において、適正な見積もりを基に協議を行うことは、交付予定額を適正に算定し、採択件数を全体的にできるだけ増やそうという趣旨と思考するが、以上のことから民間見積もりの廃止を強く要するものである。 なお、民間見積もりが必要であることは事前に把握できるところであるが、本年度における当該交付金制度の実施が不確定の段階で民間事業者に依頼することは現実的ではない。 現在は、協議開始の通知をもって、当該交付金制度の実施が知られていることから、民間見積もりの依頼期間は短期間とならざるを得ない。	—	—	—	【全国市長会】	提案団体の意見を十分に尊重されたい。

厚生労働省 再検討要請

[illegible]

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
316	【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、府県と連携しつつ検討する。 【厚生労働省】 介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。 提案については、介護保険事業全体における個人番号の利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の裏切り等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府県と連携しつつ検討していきたい。 なお、個人番号の導入にあたり、申請者等が高齢であることにも鑑み、申請受付時等の対応について、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないことを示している。	被保険者証等の交付や再交付の事務に必要な被保険者の情報は、既に市が保有している情報であり、改めて個人番号を利用する必要がないものである。また、個人の特定についても、住所、氏名、生年月日から容易に特定が可能である。申請者に高齢者が多く、個人番号の管理ができていないケースも多く見られるため、住所、氏名、生年月日で個人が特定できる場合は、個人番号の記入を必須としない等の柔軟な対応をしていくべきだ。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○ 内閣府(番号制度担当室)において、 ・ 区分別のマイナンバー利用でワンストップ一貫制ののりとり、申出等の主たる手続と併せて提出され、又は申出等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンストップ一貫制に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、通知カード等の本人確認書類も必要だが、近一連的な保証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。 ○ 厚生労働省において、 ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体にない厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要とすべきでない。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。
319	認定調査を委託する場合は、調査の質の確保の観点からアセスメントに係る技術等を有している介護支援専門員に限定することとして、また、介護報酬は、サービスによって要介護状態区分が高いほど報酬が高くなり事業所にとって有利であり、認定調査員が要介護状態区分を作為的に高くする恐れがあるため、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要である。これを踏まえ、どのような条件であれば介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況把握の上で、具体的な対応について平成31年度中に結論を得る。	「調査の質の確保」について、指定市町村事務受託法人が実施する既存の研修に加え、保険者による研修を追加で行っていくことで、調査の質の担保が可能と考える。 また、「中立・公正性を確保」について、被行所種に利害関係のない調査を委託するとともに、今後の委託件数および委託内容等に関して問題がないかの確認を徹底したと労働会関係の仕組みを指定市町村事務受託法人と保険者との間で整えていくことで、中立・公正性の確保が可能と考える。 最後に、「平成31年度中に結論を得る」とあるが、平成31年度にもまた介護支援専門員更新研修受講に伴う調査件数減が発生することから、「平成31年度介護支援専門員更新研修」申し込み募集開始前までの結論を考査する。	—	【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 「事業者：有利となる調査」が行われることを排除するための限定事項であれば、調査員を介護支援専門員に限定することではなく、「介護認定調査委員会」に関する制約と同様に、「介護認定調査を行う者に関する制約」として、別途めれば足りると考える。 また、「調査の質の確保」の観点からみると、介護支援専門員の更新研修に認定調査の項目もないことから限定の意味はない。むしろ、厚生労働省の行う「介護認定調査正化事業」で作成している研修素材等を活用した研修を実施するほうが、「調査の質」を確保するには、有意義であり、より効果に思っていると考え。 したがって、指定事務受託法人の行う認定調査を介護支援専門員に限定する理由はなく、早急に同限定を外していただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 提案団体は、指定市町村事務受託法人の人材確保が通ずる認定調査において大規模な遅れが出ており、できる限り早い対応を望んでいる。こうした状況を踏まえ、実施状況の調査・分析を今年中に行うなど可能な限り速やかに対応していただきたい。